

# 官報号外

昭和五十八年五月十八日

## ○第九十八回 参議院會議錄第十五号

昭和五十八年五月十八日(水曜日)  
午前十時二分開議

○議事日程 第十五号

昭和五十八年五月十八日

午前十時開議

第一 昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和

五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和

昭和五十四年度政府関係機関決算書

昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和

昭和五十四年度政府関係機関決算書

昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和

昭和五十五年度政府関係機関決算書

昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和

昭和五十五年度政府関係機関決算書

第九 外国事業者による型式承認等の取得の円

昭和五十八年五月十八日(水曜日)  
午前十時二分開議

○議事日程 第十五号

昭和五十八年五月十八日

午前十時開議

第一 昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和

五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和

昭和五十四年度政府関係機関決算書

昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和

昭和五十四年度政府関係機関決算書

昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和

昭和五十五年度政府関係機関決算書

昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和

昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和

昭和五十五年度政府関係機関決算書

第九 外国事業者による型式承認等の取得の円

滑化のための関係法律の一部を改正する法律  
案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 学校教育法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

第一一 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 漁業法及び水資源保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一四 中小企業対策に関する請願

第一五 景気対策に関する請願

第一六 中小企業振興対策に関する請願

○議長(徳永正利君) 日程第二 昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書

日程第三 昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書

在額総計算書

日程第四 昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第五 昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

在額総計算書

日程第六 昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上六件を一括して議題といたします。

田四郎君。まず、委員長の報告を求めます。決算委員長竹

二、昭和五十五年度決算は、これを是認する。  
三、内閣に対し、次のとおり警告する。

政府は、会計検査院の検査機能の充実強化について

し、当面の実行可能な措置を講じてきたところであるが、同院の検査の重要性にかんがみ

今後とも同院の行う検査の実施に当たつては、その目的が十分達せられるよう所要の措

置を講すべきである。

(2) 公務員等の地位利用による選挙運動並びに政治的行為については、公職選挙法、あるいは国家公務員法等により、禁止または制限されているところであるが、近時、一部省庁において、これに違反すると疑われる事態が数多く指摘されていることは看過できない。

政府は、公務員等がその行動において、この種の疑惑を受け、ひいては行政そのものに対する国民の不信を招くことのないよう十分注意し、綱紀の厳正な保持に一層努めるべきである。

(3) 近時、福岡刑務所等の行刑施設において、服役中の受刑者が散弾銃を密造し、契約企業の作業指導員を介して外部へ搬出し、これが暴力団抗争に使用された事件、あるいは刑務所職員または作業指導員によるたばこ、甘味品などの不正物品搬入事件が発生したこと

は、まことに遺憾である。

政府は、行刑施設における規律の維持に努め、いやしくもこの種凶器となりうる製品の密造、不正物品の搬入を未然に防止するとともに、施設職員の職場環境の把握、作業指導員の選定、同施設への出入の際の検査の徹底などをを行い、この種事態の根絶に万全を期すべきである。

(4) 公安調査庁の職員が、官名を利用して、開業院送付)

第一、昭和五十四年度決算は、これを是認する。

第九 外国事業者による型式承認等の取得の円

医の脱税收拾工作及び裏口入学のあつせんをするなどと称して、詐欺行為を行い逮捕、起訴されるという不祥事件が発生し、同官職員の諸活動に対する国民の不信を招いたことは、極めて遺憾である。

政府は、本事件の発生を深く反省し、同官職員の採用時の前歴調査及び日常の公私行動の把握等、管理監督の徹底に努め、この種事態の根絶を期すべきである。

(5) 国立琉球大学において、同大学職員により、大学用地の一部が部外者へ不正に売却され、所有権の移転登記、占有使用がなされていたのに、その事実の一部が判明した後もなお適切な措置をとらず、加えて同職員が無断で長期欠勤していたにもかかわらず、これに対しても適切な措置をとらず、国有財産の管理並びに人事管理に著しく不当な事態が生じたことは、極めて遺憾である。

政府は、当該国有財産保全等の事後処理に万全を期するとともに、このような不祥事態の再発を防止するため、国有財産の厳正な管理並びに適切な人事管理に一層努めるべきである。

(6) 日本国私振興財團が、私立学校振興助成法に基づき、経常費補助金を交付している私立大学等の一部について、毎年のうちに会計検査院から不当事項の指摘を受けているが、今般、九州産業大学において、事務職員を専任教員と偽つて申請を行うなどして、数年にわたり、過大な補助金の交付を不正に受けていることが明らかとなり、補助金の返還を求められるような事態が発生したことは遺憾である。

政府は、このような前例をみない悪質な学校法人及び当該責任者については、強く反省を求めるとともに、この種事態の発生を防止するため、私立学校の自主性を尊重しつつ、

有効な方途の確立に努めるべきである。

(7) 厚生省所管の国庫補助事業のうち、地方公団体が事業主体となつて実施している簡易水道施設整備事業等において、入札に当たり、予定価格に対して、著しく高率の最低制限価格を設定したため、より低廉な価格で契約の適正な履行が可能と思われる入札者が失格として排除され、割高な価格で契約が行われた結果、国損を生じた事例があつたことは遺憾である。

政府は、当該補助金の効率的使用の観点から、地方政府公団体に対し、最低制限価格制度の趣旨を徹底するとともに、その基準の明確化を図り、同制度を適用するに当たっては、適正な価格設定を行うよう指導すべきである。

(8) 住宅・都市整備公団が、土地の所有権等を有する個人又は法人にかわつて、住宅などを建設し譲渡する民営賃貸用特定分譲住宅制度について、割賦金の償還に関し、事前の審査が必ずしも十分でなかつたこと、滞納発生後の措置が緩慢であつたことなどを原因として、滞納事案が増加し、滞納総額も累増していることは遺憾である。

政府は、同公団が事前の審査を強化し、滞納発生後、迅速・的確に対処するための基準等を整備するとともに、これを厳正に励行するよう指導監督に努めるべきである。

## (一) 昭和五十四年度決算

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

国税収納金整理資金受払計算書

支払(支払命令済額)

支払(歳入組入額)

政府関係機関決算書

収入決算額

支出し決算額

昭和五十五年度決算

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

国税収納金整理資金受払計算書

受入(支払命令済額)

受入(歳入組入額)

政府関係機関決算書

収入決算額

支払(歳入組入額)

支払(支払命令済額)

支払(歳入組入額)

## (二) 昭和五十五年度決算

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

国税収納金整理資金受払計算書

支払(支払命令済額)

支払(歳入組入額)

支払(支払命令済額)

## 右

国会に提出する。

昭和五十六年十二月二十五日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算

昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和五十五年度政府関係機関決算書

昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算

昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書

## 審査報告書

## 昭和五十四年度国有財産増減及び現在額統計

右は多數をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十六日

參議院議長 德永 正利殿 決算委員長 竹田 四郎

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十四年度中の一般会計及び特別会計をあわせての国有財産の増加額は、二兆六千百八十八億千三百万円余、減少額は、七千六百二十億五千萬円余、差引純増額は、三百七十七億千五百萬円余である。

これを前年度末現在額三千八百七十七億八千四十七億八千九百万円余である。

本件について慎重に審査を行つた結果、異議がなかつた。

審査報告書  
昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算  
(別冊は省略する)

中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、五百四十七億千六百万円余、減少額は、三百七十七億千五百萬円余、差引純増額は、百七十億百万円余である。

これを前年度末現在額三千八百七十七億八千四十七億八千九百万円余である。

本件について慎重に審査を行つた結果、異議がなかつた。

昭和五十六年一月三十日

參議院議長 德永 正利殿 内閣總理大臣 鈴木 善幸

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。

審査報告書  
昭和五十五年度国有財産増減及び現在額統計  
(別冊は省略する)

右は多數をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

本件について慎重に審査を行つた結果、異議がなかつた。

昭和五十八年五月十六日

參議院議長 德永 正利殿 決算委員長 竹田 四郎

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十五年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、二千八百十四億九千三百万円余、減少額は九百五億九千三百万円余、差引純増額は、千九百八億九千九百万円余である。

これを前年度末現在額四千四十七億八千九百万円余に加算すると、本年度末現在額は五千九百五十六億八千九百万円余である。

本件について慎重に審査を行つた結果、異議がなかつた。

昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

右は多數をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十六日

參議院議長 德永 正利殿 決算委員長 竹田 四郎

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十五年度中の一般会計及び特別会計をあわせての国有財産の増加額は、七兆四千百七十五億八千五百萬円余、減少額は、二兆四百一億八千九百万円余、差引純増額は、五兆三千七百七十二億九千五百万円余である。

これを前年度末現在額二十八兆三千五十三億

四千七百万円余に加算すると、本年度末現在額は三十三兆六千八百二十六億四千二百万円余である。

本件について慎重に審査を行つた結果、異議がなかつた。

昭和五十九年一月二十九日

參議院議長 德永 正利殿 内閣總理大臣 鈴木 善幸

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十五年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、二千八百十四億九千三百万円余、減少額は九百五億九千三百万円余、差引純増額は、千九百八億九千九百万円余である。

これを前年度末現在額四千四十七億八千九百万円余に加算すると、本年度末現在額は五千九百五十六億八千九百万円余である。

本件について慎重に審査を行つた結果、異議がなかつた。

昭和五十七年一月二十九日

參議院議長 德永 正利殿 内閣總理大臣 鈴木 善幸

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。

右は多數をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十六日

參議院議長 德永 正利殿 決算委員長 竹田 四郎

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十四年度

昭和五十四年度決算は、昭和五十五年十二月二十六日国会に提出され、同五十七年四月二十三日当委員会に付託となり、昭和五十五年度決算は、昭和五十六年十二月二十五日国会に提出され、同五十七年五月十四日当委員会に付託となりました。また、昭和五十四年度の国有財産関係二件は、昭和五十六年一月三十日に国会に提出され、同日当委員会に付託となり、昭和五十五年度の国有財産関係二件は、昭和五十七年一月二十九日国会に提出され、同日当委員会に付託となりました。

当委員会では、昭和五十四年度決算外二件及び昭和五十五年度決算外二件を異例の措置として一括審査することとし、その審査に当たりましては、国会の議決した予算が、法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについて審査するとともに、あわせて広く国民的視野からの政策の実績批判を行い、その結果を内閣による将来の予算策定に反映させるとの観点に立って審査を行つてきました。

この間、審査のための委員会を開くこと十七回、別に述べるような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、財政再建、行政改革、外交、防衛、摩擦、土地・住宅対策など、行財政全般について熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によつて御承知願います。

五月十六日質疑を終了し、討論に入りました。昭和五十四年度決算及び昭和五十五年度決算の議案は、第一が昭和五十四年度決算の是認、第二が昭和五十五年度決算の是認、第三が内閣に対する八項目の警告であります。

討論では、日本社会党を代表して和田委員、公明党・国民会議を代表して峯山委員、民社党・國

民連合を代表して小西委員、日本共産党を代表して安武委員、無党派クラブを代表して中山委員より、昭和五十四年度及び昭和五十五年度の決算はいずれも是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党委員より、昭和五十四年度及び昭和五十五年度の決算はいずれも是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、昭和五十四年度決算及び昭和五十五年度決算についてはいずれも多数をもって是認すべきものと議決され、また、内閣に対する警告案については全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

(1) 会計検査院の検査機能の充実強化について  
は、これまで本院において数回にわたり決議を行い、その実現方について政府の努力を要請してきたところである。

政府は、会計検査院の検査機能の充実に関し、当面の実行可能な措置を講じてきたところであるが、同院の検査の重要性にかんがみ、今後とも同院の行う検査の実施にあたつては、その目的が十分達せられるよう所要の措置を講すべきである。

(2) 公務員等の地位利用による選挙運動並びに政治的行為については、公職選挙法、あるいは国家公務員法等により、禁止または制限されているところであるが、近時、一部省庁において、これに違反すると疑われる事態が數多く指摘されていることは看過できない。

政府は、公務員等がその行動において、この種の疑惑を受け、ひいては行政そのものに対する国民の不信を招くことのないよう十分注意し、綱紀の厳正な保持に一層努めるべきである。

民連合を代表して小西委員、日本共産党を代表して安武委員、無党派クラブを代表して中山委員より、昭和五十四年度及び昭和五十五年度の決算はいずれも是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党委員より、昭和五十四年度及び昭和五十五年度の決算はいずれも是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、昭和五十四年度決算及び昭和五十五年度決算についてはいずれも多数をもって是認すべきものと議決され、また、内閣に対する警告案については全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

(3) 近時、福岡刑務所等の行刑施設において、服役中の受刑者が散弾銃を密造し、契約企業の作業指導員を介して外部へ搬出し、これが暴力団抗争に使用された事件、あるいは刑務所職員または作業指導員によるたばこ、甘味品などの不正物品搬入事件が発生したこと

は、まことに遺憾である。

政府は、行刑施設における規律の維持に努め、いやしくもこの種凶器となりうる製品の密造、不正物品の搬入を未然に防止するとともに、施設職員の職場環境の把握、作業指導員の選定、同施設への出入の際の検査の徹底などをを行い、この種事態の根絶に万全を期すべきである。

(4) 公安調査庁の職員が、官名を利用して、開業医の脱税收拾工作及び裏口入学のあつせんをするなどと称して、詐欺行為を行い逮捕、起訴されるという不祥事件が発生し、同行職員の諸活動に対する国民の不信を招いたことは、極めて遺憾である。

政府は、本事件の発生を深く反省し、同行職員の採用時の前歴調査及び日常の公私行動の把握等、管理監督の徹底に努め、この種事態の根絶を期すべきである。

(5) 国立琉球大学において、同大学職員により、大学用地の一部が部外者へ不正に売却され、所有権の移転登記、占有使用がなされてゐるところであるが、近時、一部省庁において、これに違反すると疑われる事態が数多く指摘されていることは看過できない。

政府は、公務員等がその行動において、この種の疑惑を受け、ひいては行政そのものに対する国民の不信を招くことのないよう十分注意し、綱紀の厳正な保持に一層努めるべきである。

(6) 日本私学振興財団が、私立学校振興助成法に基づき、経常費補助金を交付している私立大学等の一部について、毎年のように会計検査院から不当事項の指摘を受けているが、今般、九州産業大学において、事務職員を専任教員と偽つて申請を行ななどでして、数年間にわたり、過大な補助金の交付を不正に受けたことが明らかとなり、補助金の返還を求められるような事が発生したことは遺憾である。

政府は、このようないい前例をみない悪質な学校法人及び当該責任者については、強く反省を求めるとともに、この種事態の発生を防止するため、私立学校の自主性を尊重しつつ、有効な方途の確立に努めるべきである。

(7) 厚生省所管の国庫補助事業のうち、地方公共団体が事業主となつて実施している簡易水道設施整備事業等において、入札にあたり、予定価格に対しても、著しく高率の最低制限価格を設定したため、より低廉な価格で契約の適正な履行が可能と思われる入札者が失格とされ、割高な価格で契約が行われた結果、国損を生じた事例があつたことは遺憾である。

政府は、当該補助金の効率的使用の観点から、地方公共団体に対し、最低制限価格制度の趣旨を徹底するとともに、その基準の明確化を図り、同制度を適用するにあたつては、適正価格設定を行うよう指導すべきである。

(8) 住宅・都市整備公団が、土地の所有権等を有する個人又は法人にかかわらず、住宅などを建設し譲渡する民営賃貸用特定分譲住宅制度について、割賦金の償還に關し、事前の審査が必ずしも十分でなかつたこと、滞納発生後の措置が緩慢であつたことなどを原因として、滞納事業が増加し、滞納総額も累増していることは遺憾である。

政府は、当該国有財産保全等の事後処理に万全を期すとともに、このような不祥事態の再発を防止するため、国有財産の厳正な管理並びに人事管理に著しく不当な事態が生じたことは、極めて遺憾である。

政府は、同公団が事前の審査を強化し、滞納発生後、迅速・的確に対処するための基準等を整備するとともに、これを厳正に励行するよう指導監督に努めるべきである。

以上であります。

次に、昭和五十四年度の国有財産関係二件及び昭和五十五年度の国有財産関係二件につきましては、採決の結果、いずれも多數をもつて異議がないと議決された次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)



油を含む水バラスト等の排出であつて、油分の総量、油分の瞬間排出率（ある時点におけるリットル毎時による油分の排出速度を当該時点におけるノットによる船舶の速力で除したもの）をいう。）、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準に適合するものについては、適用しない。

4 第一項本文の規定は、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶からの油の排出であつて、運輸省令で定めるところにより、あらかじめ海上保安庁長官の承認を受けてするものについては、適用しない。

5 前項の承認には、海洋の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

#### 第四条第六項を削る。

（油による海洋の汚染の防止のための設備等）

第五条 船舶所有者（当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人。以下同じ。）は、船舶（ビルジ等が生ずることのない船舶を除く。）、ビルジ等排出防止設備（船舶内に存する油の船底への流入の防止又はビルジ等の船舶内における貯蔵若しくは処理のための設備をいう。第四項において同じ。）を設置しなければならない。

2 前項に定めるもののか、タンカーには、水バラスト等排出防止設備（貨物油を含む水バラスト等の船舶内における貯蔵又は処理のための設備をいう。第四項において同じ。）を設置しなければならない。

3 前二項に定めるもののか、運輸省令で定めるタンカーには、分離バラストタンク（タンカーの貨物船（ばら積みの液体貨物を輸送するためのものに限る。以下同じ。）及び燃料

油タンクから完全に分離されているタンクであつて水バラストの積載のために當置されているものをいう。以下同じ。）又は貨物船原油洗浄設備（原油により貨物船を洗浄する設備をいう。次項において同じ。）を設置しなければならない。

#### 4 前三項の規定によるビルジ等排出防止設備 水バラスト等排出防止設備 分離バラストタンク及び貨物船原油洗浄設備の設置に関する技術上の基準は、運輸省令で定める。

第五条の次に次の三条を加える。

第五条の二 タンカーの貨物船及び前条第三項の規定により設置する分離バラストタンクは、衝突、乗揚げその他の事由により船舶に損傷が発生した場合において大量の油が排出されることを防止するため、運輸省令で定める技術上の基準に適合するよう設置しなければならない。

#### （油及び水バラストの積載の制限）

第五条の三 船舶の船首隔壁より前方にあるタンクには、油を積載してはならない。ただし、総トン数が運輸省令で定める數トン数未満の船舶については、この限りでない。

#### 第五条第三項の規定及び第五条の一（分離バラストタンクに係る部分に限る。）の規定は、その貨物船の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて第三条第六号に規定するものについては、適用しない。

2 第五条第三項の規定及び第五条の一（分離バラストタンクに係る部分に限る。）の規定は、その貨物船の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて第三条第六号に規定するものについては、適用しない。

#### 第五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

#### 第五条中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改める。

#### 二項に改める。

#### 第三章の次に第一章を加える。

#### 第三章の二 船舶の海洋汚染防止設備等の検査

#### （定期検査）

#### 第十七条の二 海洋汚染防止設備（第五条第一項から第三項までに規定する設備をいう。以下同じ。）を設置すべき船舶のうち、当該船舶

からの油の排出があつた場合における海洋の汚染を最小限度にとどめるために運輸大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ運輸省令で定める船舶（以下「検査対象船舶」という。）の船舶所有者は、当該検査対象船舶を初めて航行の用に供しようとするときは、当該検査

対象船舶に設置された海洋汚染防止設備（タ

ンカーにあつては、その貨物船を含む。以下

「海洋汚染防止設備等」という。）について運輸大臣の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海洋汚染防止証書の交付を受けた検査対象船舶をその有効期間満了後も航行の用に供しようとするときも、同様とする。

#### 第八条第三項中「二年間」を「三年間」に改める。

（海洋汚染防止証書）

第十七条の三 運輸大臣は、前条の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等が第五条第四項又は第五条の二に規定する技術上の基準（以下この章において「技術基準」という。）に適合すると認めるときは、船舶所有者に対し、海洋汚染防止証書を交付しなければならない。

2 前項の海洋汚染防止証書（以下「海洋汚染防止証書」という。）の有効期間は、四年（平水区城を航行区域とする船舶であつて運輸省令で定めるものについては、運輸大臣が別に定める期間）とする。ただし、その有効期間が満了する時ににおいて、運輸省令で定める事由がある船舶については、運輸大臣は、五月を限りその有効期間を延長することができる。

3 前項ただし書に規定する事務は、外国にあつては、日本の領事官が行う。

4 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する必要な事項は、政令で定める。

5 第十七条の十二第二項に規定する船舶に係る海洋汚染防止証書の有効期間は、当該検査対象船舶が当該船級の登録を抹消されたときは、満了するものとみなす。

6 運輸大臣は、海洋汚染防止証書を交付する場合には、当該検査対象船舶の用途、航行する海域その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染防止証書に記載することができる。



ることができる。

3 運輸大臣があらかじめ指定する運輸省の職員は、前項に規定する場合において、海洋環境の保全を図るために緊急の必要があると認めることは、同項に規定する運輸大臣の権限を即時に行うことができる。

4 運輸大臣は、第二項の規定による处分に係る船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちに、その处分を取り消さなければならない。

#### (船員安全法の準用)

第十七条の十五 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ一から第六条ノ四まで、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三並びに第二十九条ノ四第一項及び第二項の規定は、海洋汚染防止設備の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第一条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項ニ規定スル」と、同法第六条第四項中「前二項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第一項ノ製造検査(前項ノ規定ニ依る検査ニ合格シタル事項ニ限ル)」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十一条の八ニ規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十七条の五」と、同法第六条ノ一中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは「同法第五条第四項ニ規定スル」と、同条中「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及前条ノ検査」とあるのは「同法第十七条の八ニ規定スル法定検査及ビ同法第十七条の十五第一項

ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十七条の二又ハ第十七条の四ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは同法第十七条の五ノ検査」と読み替えるものとする。

2 船舶安全法第十二条第一項及び第二項の規定は、前項において準用する同法第六条ノ二又は第六条ノ三の規定による認定を受けた者について準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ」とあるのは、「船舶ノ海洋汚染防止設備ノ製造、改造若シクハ修理又ハ整備ニ関シ」と読み替えるものとする。

3 船舶安全法第三章の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項に規定する指定検定機関について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十六第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲げる事項に係る」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項から第三項までに規定する」と読み替えるものとする。

4 第十九条を第十八条の二とし、第四章中同条の次に次の二条を加える。

(海洋施設の油記録簿)

第十九条 油の取扱いを行う運輸省令で定める海洋施設の管理者は、油記録簿を海洋施設内に備え付けなければならない。ただし、当該海洋施設内に備え付けることが困難である場合においては、当該海洋施設の管理者の事務所に備え付けることができる。

2 前項の規定により交付を受けた条約証書は、第十七条の九第一項の規定により運輸大臣が交付した国際海洋汚染防止証書とみなす。

(議定書締約国の船舶に対する証書の交付)

第十七条の十九 運輸大臣は、議定書締約国の政府から当該議定書締約国の船舶(第十七条の十六までに規定する外國船舶を除く。)について国際海洋汚染防止証書に相当する証書を交付することの要請があった場合には、当該船舶に設置されている海洋汚染防止設備等について、第十七条の二の規定による検査に相当する検査を行ふものとし、その検査の結果、当該海洋汚染防止設備等が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染防止証書に相当する証書を交付するものとする。

(省令への委任)

第十七条の二十 検査の申請書の様式、検査の実施方法その他海洋汚染防止設備等の検査に關し必要な事項並びに海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書及び国際海洋汚染防止証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換その他これらに關し必要な事項

(議定書締約国の政府が発行する条約証書)

第十七条の十八 検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書(以下単に「議定書」という。)の締約国たる外国(以下「議定書締約国」という。)の政府から条約証書(議定書)に付する書面であつて、当該船舶の海洋汚染防止設備等が議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。)の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

第十九条を第十八条の二とし、第四章中同条の次に次の二条を加える。

(海洋施設の油記録簿)

第十九条 油の取扱いを行う運輸省令で定める海洋施設の管理者は、油記録簿を海洋施設内に備え付けなければならない。ただし、当該海洋施設内に備え付けることが困難である場合においては、当該海洋施設の管理者の事務所に備え付けることができる。

2 前項に規定する海洋施設の管理者は、当該海洋施設における油の受け入れその他油の取扱いに関する作業で運輸省令で定めるものが行われたときは、その都度、運輸省令で定めるところにより、油記録簿への記載を行わなければならない。

3 海洋施設の管理者は、油記録簿をその最後の記載をした日から三年間当該海洋施設の管理者の事務所に保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、油記録簿の様式その他の油記録簿に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第十九条の四第一項中「焼却設備検査証を提出して」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、必要があると認めるときは、当該焼却設備について定めた使用方法等を変更するものとする。

第十九条の五 運輸大臣は、前条第一項の検査の結果、当該焼却設備が第十九条の三第二項の運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該技術上の基準に

適合することとなつたと認めるまでの間、当該焼却設備に係る焼却設備検査証の効力を停止するものとする。

第十九条の七第一項中「第十九条の三又は第十九条の四で定めるところにより、運輸大臣の検査を受け」を削る。

第十九条の十中「焼却設備検査証の様式その他の事項を規定する」として「検査の実施方法その他の焼却設備の検査に關し必要な事項、焼却設備検査証の様式、焼却設備検査証の交付、再交付及び書換えその他焼却設備検査証に関し必要な事項並びに」に改める。

第三十八条の前の見出し及び同条を次のように改める。

(油の排出の通報等)

第三十八条 船舶から次に掲げる油の排出があった場合には、當該船舶の船長は、運輸省令で定めるところにより、當該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最も寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、當該排出された油が運輸省令で定める範囲を超えてひろがるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

一 蒸発しにくい油で運輸省令で定めるもの(以下「特定油」という)の排出であつて、その濃度及び量が運輸省令で定める基準以上であるもの(以下「大量の特定油の排出」という)。

二 油の排出(大量の特定油の排出を除く)であつて、その濃度及び量が運輸省令で定める基準以上であるもの。

2 船舶の衝突、乗揚げ、焼却の故障その他の海難が発生した場合において、船舶から前項各号に掲げる油の排出のおそれがあるときは、當該船舶の船長は、運輸省令で定めることにより、當該海難があつた日時及び場所、海難の状況、油の排出が生じた場合に海洋の

汚染の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最も寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、油の排出が生じた場合に當該排出された油が同項ただし書の運輸省令で定める範囲を超えてひろがるおそれないと予想されるときは、この限りでない。

3 海洋施設その他の施設(陸地にあるものを含む)から大量的特定油の排出があつた場合には、當該施設の管理者は、運輸省令で定めるところにより、當該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止ために講じた措置その他の事項を直ちに最も寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、當該排出された特定油が第一項ただし書の運輸省令で定める範囲を超えてひろがるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

4 大量の特定油の排出があつた場合には、第一項の船舶内にある者及び前項の施設の従業者である者以外の者で當該大量の特定油の排出の原因となる行為をしたもの(その者が船舶内にある者であるときは、當該船舶の船長)

第三十九条第一項中「大量の油」を「大量の特定油」に改め、同項第一号及び第二号中「前項第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項第三号中「油」を「特定油」に改め、同項第四項中「大量的油」を「大量的特定油」に、「當該油」を「特定油」に、「附近」を「付近」に、「行なわれた」を「行われた」に、「排出された油」を「排出された特定油」に改める。

第三十九条の二中「大量的油」を「大量的特定油」に改める。

第三十九条の三中「油が」を「特定油が」に改め、同條第二号中「陸揚し」を「陸揚げし」に、「油」を「特定油」に改め、同條第三号中「もつぱら」を「専ら」に改める。

第三十九条の四第一項中「以下」を「その貨物船の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有するタンカー」にあつては、當該貨物船の一部の容量が運輸省令で定める容量以上であるものに限る。以下に「油の」を「特定油」に、「油を」を「特定油を」に改め、同條第二項中「油を」を「特定油を」に改める。

第四十条中「油を」を「特定油」に改める。

第四十二条の見出し中「油」を「特定油」に改め、同條中「大量的油」を「大量的特定油」に、「排された油」を「排出された特定油」に、「現場附上保安庁の事務所に通報しなければならない。見出した者は、運輸省令で定めるところによれば、當該海難があつた日時及び場所、海上保安庁の事務所に通報しなければならない。

第三十九条の前に見出しとして「(大量の特定油が排出された場合の防除措置等)」を付し、同條第一項中「大量的油」を「大量的特定油」に、「前項各号に」を「次に」に、「排出された油」を「排出された特定油」に、「油の排出」を「特定油の排出」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該排出された特定油が積載されていた船舶の船長又は當該排出された特定油が管理されていた施設の管理者

二 前項の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者以外の者で當該特定油の排出の原因となる行為をしたもの(その者が船舶内にある者であるときは、當該船舶の船長)

第三十九条第一項中「大量的油」を「大量的特定油」に改め、同項第一号及び第二号中「前項第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項第三号中「油」を「特定油」に改め、同項第四項中「大量的油」を「大量的特定油」に、「當該油」を「特定油」に、「附近」を「付近」に、「行なわれた」を「行われた」に、「排出された油」を「排出された特定油」に改める。

第三十九条の二中「大量的油」を「大量的特定油」に改める。

第三十九条の三中「油が」を「特定油が」に改め、同條第二号中「陸揚し」を「陸揚げし」に、「油」を「特定油」に改め、同條第三号中「もつぱら」を「専ら」に改める。

第三十九条の四第一項中「以下」を「その貨物船の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有するタンカー」にあつては、當該貨物船の一部の容量が運輸省令で定める容量以上であるものに限る。以下に「油の」を「特定油」に、「油を」を「特定油を」に改め、同條第二項中「油を」を「特定油を」に改める。

第四十四条の見出し中「廃棄物処理施設等」を「廃油処理施設等」に改め、同條中「生ずる廃棄物」を「生ずる廃油及び廃棄物(以下この条において「廃油等」という。)」に、「廃棄物が」を「廃油等が」に、「廃棄物処理施設の整備が促進され及び」を「廃油処理施設及び廃棄物処理施設並びに」に改める。

第四十八条第三項中「油を」を「特定油を」に改め、同條第五項中「設置者」の下に「若しくは管理者」を加え、「ビルジ排出防止装置」を「海洋汚染防止設備等」に改め、「油記録簿」の下に「海洋汚染防止証書、条約証書」を加える。

近」を「現場付近」に改める。

第四十二条の二第一項及び第四十二条の三第一項中「第三十八条第一項」を「第三十八条第一項から第四項まで」に改める。

第四十二条の八中「油」を「特定油」に改める。第四十二条の二十一中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第四十二条の三十八第一項中「油」を「特定油」に改める。

第四十二条の二第一項及び第二項第一号中「油が」を「特定油が」に改める。

第四十三条の二中「油」を「特定油」に改める。

第四十三条の三の次に次の二条を加える。

(油による海洋の汚染の防止のための薬剤)

第四十三条の四 油による海洋の汚染の防止のために使用する薬剤であつて運輸省令で定めるものは、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

2 前項の薬剤は、その用法に従い、当該海洋の汚染状況及び当該海域の状況に応じて、適切に使用しなければならない。

第四十四条の見出し中「廃棄物処理施設等」を「廃油処理施設等」に改め、同條中「生ずる廃棄物」を「生ずる廃油及び廃棄物(以下この条において「廃油等」という。)」に、「廃棄物が」を「廃油等が」に、「廃棄物処理施設の整備が促進され及び」を「廃油処理施設及び廃棄物処理施設並びに」に改める。

第四十八条第三項中「油を」を「特定油を」に改め、同條第五項中「設置者」の下に「若しくは管理者」を加え、「ビルジ排出防止装置」を「海洋汚染防止設備等」に改め、「油記録簿」の下に「海洋汚染防止証書、条約証書」を加える。

第四十九条中「船舶又は船舶所有者」を「船舶若しくは海洋施設又は船舶所有者若しくは海洋施設の管理者」に、「船長又は船舶所有者」を「船





焼却の規制」を「船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制」に、「第五十五条」を「第五十四条の二」に改める。

第一条中「油及び」を「油、有害液体物質等及び」に、「廃棄物」を「有害液体物質等、廃棄物」に改める。

第二条第一項中「油」の下に「有害液体物質等」を加え、同条第一項中「油若しくは」を「油、有害液体物質等若しくは」に、「排出油」を「排出された油又は有害液体物質等」に、「及び延焼」を「延焼」に改める。

第三条第十四号中「油」の下に「若しくは有害液体物質等」を加え、同号を同条第十七号とし、同条中第十三号を第十六号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号中「もづばら」を「専ら」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第六号を第九号とし、第五号を削り、同条第四号中「港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)に基づく港の区域を含む。以下同じ。」を削り、同号を同条第八号とし、同条第三号を同条第七号とし、同条第一号中「油」の下に「及び有害液体物質等」を加え、同号を同条第六号とし、同条第一号中「以下」を「運輸省令で定めるものを除く。以下」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の三号を加える。

三 有害液体物質 油以外の液体物質(液化石油ガスその他の常温において液体でない物質であつて政令で定めるものを除く。次号において同じ。)のうち、海洋環境の保全の見地からある物質(その混合物を含む。)として政令で定める物質であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バースト、貨物船の洗浄水その他の船内において生じた必要な液体物質(海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の総理府令で定め

る液体物質を除く。)をいう。

四 未査定液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質(その混合物を含む。)として政令で定める物質以外の物質であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バースト、貨物船の洗浄水その他の船内において生じた不要な液体物質(海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の総理府令で定める液体物質を除く。)をいう。

五 有害液体物質等 有害液体物質及び未査定液体物質をいう。

第三条に第一号として次の一号を加える。

一 船舶 海域 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)に基づく港の区域を含む。以下同じ。)において航行の用に供する船舶類をいう。

第四条第一項中「前条第一号」を「前条第一号」に改める。

第五条第二項中「第三条第六号」を「第三条第九号」に改める。

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等

第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制

(船舶からの有害液体物質の排出の禁止)

第九条の二 何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する有害液体物質の排出については、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害液体物質の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害液体物質が排出された場合において引き続き有害液体物質の排出を防止するた

めの可能な一切の措置をとったときの当該

有害液体物質の排出

前項本文の規定は、運輸省令で定める有害液体物質の輸送の用に供されていた貨物船(水バーストの排出のための設備を含む。)であつて運輸省令で定める浄化方法により洗净されたものの水バーストの排出については、適用しない。

3 第一項本文の規定は、船舶からの有害液体物質の排出(前項の規定による水バーストの排出を除く。)であつて、事前処理の方法、排出海域及び排出方法に関する政令で定める基準に適合するものについては適用しない。

4 前項の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める有害液体物質であるときは、当該有害液体物質を船舶から排出しようとする者は、その実施する事前処理が同項の政令で定める基準に適合するものであることについて、海上保安庁長官又は海上保安庁長官が指定した者(以下「指定確認機関」という。)(当該事前処理が千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書(以下「議定書」という。)の締約国たる外国(以下「議定書締約国」という。)において行われる場合にあつては、当該議定書締約国の政府が任命し、又は指定した者)の確認を受けなければならぬ。ただし、議定書締約国以外の外国で事前処理を行う場合は、この限りでない。

(有害液体汚染防止管理者等)

第九条の四 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する運輸省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶からの有害液体物質の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

2 船舶所有者は、前項の運輸省令で定める船舶ごとに、運輸省令で定めるところにより、有害液体汚染防止管理者の業務に関する事項及び有害液体物質の排出に関する作業の要領その他の有害液体物質の不適正な排出の防止に関する事項について、有害液体汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

3 第六条第二項及び第七条第二項の規定は、有害液体汚染防止管理者について準用する。

5 前項の規定による確認は、同項の規定による確認を受けようとする者の申請に基づいて行う。

6 前二項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、確認済証の交付その他確認に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

(有害液体物質による海洋の汚染の防止のための設備等)

第九条の三 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する運輸省令で定める船舶に、有害液体物質の船内における貯蔵又は処理のための設備その他の有害液体物質の排出による海洋の汚染を防止するための設備(次項において「有害液体物質排出防止設備」という。)を設置しなければならない。

6 前項の規定による有害液体物質排出防止設備の設置に関する技術上の基準は、運輸省令で定める。

7 前項の規定による有害液体物質排出防止設備の設置に関する技術上の基準は、運輸省令で定める。

8 前項の規定による有害液体物質排出防止設備の設置に関する技術上の基準は、運輸省令で定める。

9 前項の規定による有害液体物質排出防止設備の設置に関する技術上の基準は、運輸省令で定める。

10 前項の規定による有害液体物質排出防止設備の設置に関する技術上の基準は、運輸省令で定める。

用しない。

(有害液体物質記録簿)

第九条の五 有害液体物質を輸送する船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。）は、有害液体物質記録簿を船舶内（引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。）に備え付けなければならぬ。

2 有害液体汚染防止管理者（有害液体污染防治管理者が選任されていない船舶にあつては、船長）は、当該船舶における有害液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業で運輸省令で定めるものが行われたときは、その都度、運輸省令で定めるところにより、有害液体物質記録簿への記載を行わなければならない。

3 船長は、有害液体物質記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4 前二項に定めるものほか、有害液体物質記録簿の様式その他有害液体物質記録簿に規定された日から二年間船舶内に保存しなければ必要な事項は、運輸省令で定める。（未査定液体物質）

第九条の六 第九条の二第一項の規定は、未査定液体物質について準用する。

2 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 運輸大臣は、前項の届出があつたときは、環境庁長官にその旨を通知するものとし、環境庁長官は、速やかに、当該届出に係る未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うものとする。

## 第二節 指定確認機関

(指定)

第九条の七 第九条の二第四項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)は、同項に規定する確認の業務(以下「確認業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 海上保安庁長官は、指定をしようとするとときは、職員、業務の実施方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 海上保安庁長官は、指定の申請者が次の各号の一に該当するときは、指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 確認業務を公正に実施することができない者があること。

三 第九条の十五の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 役員のうちに、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者は、確認員となることができない。（役員及び職員の公務員たる性質）

5 前項の規定による命令により確認員の職を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、確認員となることができない。（指定期間）

第六条の八 指定確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程(以下この節において「確認業務規程」という。)を定め、海上保安庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 海上保安庁長官は、前項の認可をした確認業務規程が確認業務の適正かつ確実な実施上

不適当となつたと認めるときは、その確認業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 確認業務規程で定めるべき事項は、運輸省令で定める。

(確認員)

第九条の九 指定確認機関は、第九条の二第四項の確認を行う場合において、事前処理の方

法が同条第三項の政令で定める基準に適合するかどうかの判定に関する業務については、確認員に行わせなければならない。

2 確認員は、確認業務に関する必要な知識及び経験を有する者であつて運輸省令で定める要件を備えるもののうちから、選任しなければならない。

3 指定確認機関は、確認員を選任したときは、その日から十五日以内に、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。これ

を変更したときは、同様とする。

4 海上保安庁長官は、確認員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは官にその旨を届け出なければならない。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第九条の十五 海上保安庁長官は、指定確認機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第九条の七第三項第四号に該当するに至つたとき。

三 第九条の八第一項の規定により認可を受けた確認業務規程によらないで確認業務を実施したとき。

海上保安庁長官に提出しなければならない。(業務の休廃止)

第九条の十二 指定確認機関は、海上保安庁長官の許可を受けなければ、確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(報告及び検査)

第九条の十四 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定確認機関に對し、確認業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の実施状況若しくは

調査のための確認業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解してはな

らない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解してはな

らない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解してはな

らない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解してはな

たとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(公示) 第九条の十六 海上保安庁長官は、指定、第九

条の十二の規定による許可又は前条の規定に

による指定の取消しをしたときは、その旨を官

報に公示しなければならない。

(審査請求)

第九条の十七 指定確認機関がした確認業務に

係る処分又はその不作為については、海上保

安庁長官に対し行政不服審査法(昭和三十七

年法律第百六十号)による審査請求をするこ

とができる。

第十七条の二第一項中「第三項まで」の下に

「、第九条の三第一項」を、「油」の下に「、有害

液体物質」を、「タンカー」の下に「又は第九条の

三第三項に規定する船舶」を加える。

第十七条の三第一項中「第五条の二」の下に

「、第九条の三第二項若しくは第三項」を加え、

同条第四項中「(昭和三十七年法律第百六十号)」

を削る。

第十八条の十二第一項中「(明治二十九年法律

第八十九号)」を削る。

第十九条の十五第一項中「第五条第一項乃至

第三項」の下に「、第九条の三第一項」を、「第五

条第四項」の下に「、第九条の三第二項」を加え、

同条第三項中「第五条第一項から第三項まで」の

下に「、第九条の三第一項」を加える。

第十七条の十九第一項中「一千九百七十三年の

船舶による汚染の防止のための国際条約に関する

千九百七十八年の議定書(以下単に「議定書」

という。)の締約国たる外国(以下「議定書締約

国」という。)を「議定書締約国」に改める。

「第四章の二 船舶及び海洋施設における油

及び廃棄物の焼却の規制」を「第四章の二 船舶

及び海洋施設における油、有害液体物質等及び

廃棄物の焼却の規制」に改める。

第十九条の二の見出し中「油」の下に「、有害

液体物質等」を加え、同条第一項中「油又は廃棄

物」を「油、有害液体物質等又は廃棄物(以下こ

の条及び次条において「油等」という。)」に改め、

同条第二項、第三項、第五項及び第七項中「油

又は廃棄物」を「油等」に改める。

第十九条の三第一項中「油又は廃棄物」を「油

等」に改める。

第三十八条第一項中第三号を第四号とし、第

二号の次に次の一号を加える。

第三十九条第一項中「納付は」の下に「指

定確認機関に納める場合を除き」を加え、同条

に次の一項を加える。

第四十条の見出し中「廃棄物等」を「有害液体

物質、廃棄物等」に改め、同条中「廃棄物」を「有

害液体物質、廃棄物」に改める。

第四十一条第一項及び第四項中「油」の下に

「、有害液体物質」を加える。

第四十二条の三十五中「(明治四十年法律第四

十五号)」を削る。

第四十三条の四の見出し及び同条第一項中

「油」の下に「又は有害液体物質」を加える。

第四十三条の五第一項中「第三十八条第一項

第三号」を「第三十八条第一項第四号」に改める。

第五十四条の二 第九条の十五の規定による業

務の停止の命令に違反したときは、その違反

行為をした指定確認機関の役員又は職員は、

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処

する。

第五十五条第一項中第十三号を第十四号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下

げ、同項第七号中「油」の下に「、有害液体物質

等」を加え、同号を同項第八号とし、同項中第二

号から第六号までを一号ずつ繰り下げる、第一号

の次に次の一号を加える。

二 第九条の二第一項(第九条の六第一項に

おいて準用する場合を含む。)の規定に違反

して有害液体物質又は未検定液体物質を排

出した者

第五十五条第二項中「又は第六号」を「、第三

号又は第七号」に改める。

第五十六条第二項中「第七条第一項」の下に

「、第九条の四第一項若しくは第二項」を加え、

同条中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げる、第二号の次に次の一号を加える。

三 第九条の二第四項の規定に違反した者

第五十八条第二号中「第八条第一項若しくは第

三項」を加え、同条第三号中「第八条第二項」の

指定確認機関に」に改め、同項中第六号を第七

号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り

下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第九条の二第四項の確認を受けようとする

者

第三項の規定により指定確認機関に納付さ

れた収入は、指定確認機関の収入とする。

第八章中第五十五条の前に次の一条を加え

る。

三 第一條の十二の規定による許可を受けな

いでの確認業務の全部を廃止したとき。

二 第九条の十四第一項の規定による報告を

せず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第九条の十四第一項の規定による検査を拒

み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下

の罰金に処する。

四 第九条の十二の規定による許可を受けな

いでの確認業務の全部を廃止したとき。

五 第五十八条の二の次に次の一条を加える。

三 第五十八条の三 第四十二条の四十八第一項の

規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし

た場合には、その違反行為をしたセントナーの

役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処す

る。

六 第四十二条の四十八第一項の規定による検

査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万

円以下の罰金に処する。

七 第四十二条の四十八第一項の規定による検

査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万

円以下の罰金に処する。

八 第六十条中「第十七条」を「第九条の六第二項、

第十七条」に改める。

九 第六十三条第一号中「第二号、第六号、第十

号」を「第三号、第七号、第十一号」に、「第十一

号」を「第十二号」に改め、「第五十五条第二項」の

下に「(同条第一項第二号に係る部分を除く。)」

を加え、同条第一号中「第五十七条第六号」を

「第五十七条第七号」に、「第十一号」を「第十二

号」に改める。

十 附 則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区

分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施

行する。

十一 第一条中「海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律案外一件

下に「、第九条の五第二項」を、「油記録簿」の下

に「、有害液体物質記録簿」を加える。

第五十八条の二 次の各号の一に該当する場合

には、その違反行為をした指定確認機関の役

員又は職員は、二十万円以下の罰金に処す

る。

一 第九条の十二の規定による許可を受けな

いでの確認業務の全部を廃止したとき。

二 第九条の十四第一項の規定による報告を

せず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第九条の十四第一項の規定による検査を拒

み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下

の罰金に処する。

四 第九条の十二の規定による許可を受けな

いでの確認業務の全部を廃止したとき。

五 第五十八条の二の次に次の一条を加える。

三 第五十八条の三 第四十二条の四十八第一項の

規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし

た場合には、その違反行為をしたセントナーの

役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処す

る。

六 第六十三条第一号中「第二号、第六号、第十

号」を「第三号、第七号、第十一号」に、「第十一

号」を「第十二号」に改め、「第五十五条第二項」の

下に「(同条第一項第二号に係る部分を除く。)」

を加え、同条第一号中「第五十七条第六号」を

「第五十七条第七号」に、「第十一号」を「第十二

号」に改める。

六 第五条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第一項及び第三項の改正規定並びに附則第十条の規定 議定書が効力を生ずる日(昭和五十八年十月一日)から起算して三年(議定書第二条の規定により国際海事機関においてこれより長い期間が決定さ

以下「議定書」という。)により一千九百七十三年の  
船舶による汚染の防止のための国際条約  
(以下「条約」という。)本文及び附屬書Ⅰが日本  
本国について効力を生ずる日  
三 第二条の規定 議定書により条約附屬書Ⅲ  
が日本国について効力を生ずる日  
四 第三条及び附則第七条の規定 議定書によ  
り条約附屬書Ⅳが日本国について効力を生ずる  
る日又は議定書により条約附屬書Ⅴが日本国  
について効力を生ずる日のいずれか早い日  
五 第四条並びに附則第八条及び第九条の規  
定 議定書により条約附屬書Ⅳが日本国につ  
て効力を生ずる日

(第十七条の十二第一項及び第三項並びに第十七条の十五に係る部分に限る。)、同法第五十六条中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第二号を第七号とし、第一号を第二号とし、同号の次に四号を加える改正規定(同条第四号及び第五号に係る部分に限る。)並びに同法第五十八条中第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第六号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に三号を加える改正規定(同条第八号及び第九号に係る部分に限る。)並びに次条、附則第十三条及び附則第十四条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日)

二 第一条(前号に規定する規定を除く。)の規定及び附則第三条から第六条までの規定 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に關する千九百七十八条の議定書

された場合にあつては、当該期間を経過したる日(次号において「条約附属書IIの実施日」という。)前の政令で定める日第五条(前号に規定する規定を除く。)の規定並びに附則第十一条及び第十二条の規定

では、昭和五十一年六月三十日以前に建造されたもの（着手されたもの）であつて、昭和五十四年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの

(第一)条の規定による改正に伴う経過措置)  
第二条 運輸大臣又は船級協会(第一条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律)(以下この条から附則第五条までにおいて「新法」という。)第十七条の十二第一項の認定を受けた法人をいう。以下同じ。)は、前条第

再交付又は書換えを受けようとする者  
偽りその他不正の行為により第二項の海洋汚染  
防止証書に相当する証書又は国際海洋汚染防  
止証書に相当する証書の交付を受けた者は、六  
ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

3  
結ばれた船舶（改造に関する契約がない船舶）にあつては、昭和五十一年六月三十日以前に当該改造が開始されたもの）であつて昭和五十四年十二月三十一日以前に当該改造が完了したもの

前項に規定する船舶についての新法第十七条

一号に定める日以後においては、同条第二号に定める日前においても、国際航海に從事する船舶に設置された海洋汚染防止設備等（新法第十七条の二）に規定する海洋汚染防止設備等をいいう。以下の条において同じ。）について、新法第十七条の二又は第十七条の十二第二項に規定する検査に相当する検査を行うことができる。

**第三条** 新法第八条第三項の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に最後の記載をする油記録簿の保存について適用し、同日前に最後の記載をした油記録簿の保存については、なお從前の例による。

4  
の二の規定の適用についても、同条中「被めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する「条約附屬書」が効力を生ずる日の翌日から起算して一年を経過する日以後初めで」とする。

国際航海に従事する船舶以外の船舶で、附則

3 運輸大臣は、前条第一号に定める日以後においては、同条第二号に定める日前においても、新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書及び新法第十七条の九第一項の国際海洋汚染防止証書に相当する証書を交付することができる。

4 前項の規定により交付した証書は、その交付する前に当該二号に記載された期間に重複しない場合

の船舶検査証書をいう。以下同じ。又は臨時航行許可証（同法第九条第二項の臨時航行許可証）をいう。以下同じ。）の交付を受けている船舶であつて、次項及び第四項に規定する船舶以外のものについての新法第十七条の一の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海上汚染及び海上災害の防止上に関する法律」の一部

第一条第二号に定める日に現に船舶検査証書又は臨時航行許可証の交付を受けているものについては、同日から同日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査又は中間検査が開始される日(第六項において「最初の検査日」という)までの間は、新法第五条、第五条の二、第十七条の七第一項及び第十七条の十第

新法第十九条第一項に定める日までの間は運輸省にて定める事由が生じたときを除き、同日以後は、新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書及び新法第十七条の九第一項の国際海洋汚染防止証書とみなす。この場合において、これらの証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

次の各号の一に掲げる者（国を除く。）は、審査費を勘査して運輸省令で定める額の手数料を印紙をもつて国に納付しなければならない。

一 第一項の運輸大臣の行う検査を受けようとする者

二 第二項の海洋汚染防止証書及び国際海洋汚

2 を改正する法律(昭和五十九年法律第  
附則第一条第二号に定める日以後初めて」とす  
る。

一 次の各号の一に掲げる国際航海に從事する船舶  
については、条約附屬書が効力を生ずる日  
(昭和五十八年十月二日)の翌日から起算して一  
年を経過する日(第六項において「経過日」とい  
う。)までの間は、新法第五条、第五条の二、第  
十七条の七第一項並びに第十七条の十第一項及  
び第二項の規定は、適用しない。

一 昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約  
が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつ

一項の規定は、適用しない。

前項に規定する船舶についての新法第十七条の二の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査又は中間検査が開始される日以後初めて」とする。

第二項又は第四項に規定する船舶の第一条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(次条において「旧法」という。)第五条に規定するビルジ排出防止装置の設置に

ついては、経過日又は最初の検査日までの間は、なお従前の例による。

**第五条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第三条第十二号の廃油処理事業に該当する事業(以下この条において「旧法事業」という。)を行つて、いゝ者であつて新法第三条第十号の廃油処理事業(以下この条において「新法事業」という。)を行つて、いるもの(以下この条において「新規事業者」という。)は、附則第一条第二号に定める日から起算して一月を経過する日(第三項の規定により届出書を提出したときは、その届出書を提出した日)までの間は、新法第二十条第一項の許可を受けず、又は同条第二項の届出をしないで、廃軽質油処理事業(旧法第三条第十号の廃油以外の新法第三条第十号の廃油(第六項及び第七項において「廃軽質油」という。)に係る廃油処理事業をいう。以下この条において同じ。)を行うことができる。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法事業を行つて、いる者であつて廃軽質油処理事業を行つて、いるもの(以下この条において「既存事業者」という。)は、同号に定める日から起算して一月を経過する日(次項の規定により届出書を提出したときは、その届出書を提出した日)までの間は、新法第二十条第一項の許可を受けず、又は同条第三項の届出をしないで、廃軽質油処理事業を行つて、できる。

**3** 新規事業者又は既存事業者は、第一項又は前項の期間内に、廃軽質油処理事業に関し、新法第二十一条第一項第二号の事項を記載した届出書に当該事業の概況を記載した書類その他の運輸省令で定める書類を添付して運輸大臣に提出したときは、新法第二十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二十八条第一項の届出をし、又は新法第三項の届出をしたものとみなされ。

4 前項の規定により新法第二十条第一項又は第二十八条第一項の届出を受けたものとみなされ。

4 前項の規定により新法第二十条第一項又は第二十八条第一項の届出を受けたものとみなされ。

た新規事業者又は既存事業者は、附則第一条第二号に定める日から起算して三月を経過する日までの間は、新法第二十六条第一項の廃油処理規程の認可を受けなくとも、廃軽質油処理事業を行つて、認可をした旨又はしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

**5** 第三項の規定により新法第二十条第二項又は第二十八条第三項の届出をしたものとみなされた新規事業者又は既存事業者についての新法第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日から起算して三月を経過する日まで」とする。

**6** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十四条第一項の自家用廃油処理施設により廃軽質油の処理を行つて、いる者は、同号に定める日から起算して一月を経過する日(次項の規定により届出書を提出したときは、その届出書を提出した日)までの間は、同条第一項又は新法第三十五条において準用する新法第二十八条第三項の届出をしないで、廃軽質油の処理を行つて、できる。

**7** 前項に規定する者は、同項の期間内に、廃軽質油の処理に関し、新法第三十四条第二項において準用する新法第二十一条第一項第二号の事項を記載した届出書に廃軽質油の処理の概況を記載した書類その他の運輸省令で定める書類を添付して運輸大臣に提出したときは、新法第三十二条の二第一項(第三十三条第二項中「第四十二条の二第一項」を「第三十八条第一項、第二項若しくは第四項、第四十二条の二第一項」に改める。)の一部を次のように改正する。

4 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「第四十二条の二第一項」を「第三十八条第一項、第二項若しくは第四項、第四十二条の二第一項」に改める。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十七号の四を第十七号の五とし、第十七号の三の次に一号を加える。

十七の四 船舶に設置される海洋汚染防止設備等の検査をする」と。

(第一条の規定による改正に伴う関係法律の一  
部改正)

第六条 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)

二十八条第一項の規定により改正する。

第十二条の二第一項(第三十八条第一項、第二項若しくは第四項、第四十二条の二第一項)を「海洋汚染防止設備等及び焼却設備」に改める。

第四十条第一項中第四号の八を第四号の九と

第十五条中「第四十二条の二第一項」を「第三十八条第一項、第二項若しくは第四項、第四十二条の二第一項」に改める。

2 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第一条関係)」に改める。

5 第二十八条第三項の届出をしたものとみなされた新規事業者又は既存事業者についての新法第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日から起算して三月を経過する日まで」とする。

6 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十四条第一項の自家用廃油処理施設により廃軽質油の処理を行つて、いる者は、同号に定める日から起算して一月を経過する日(次項の規定により届出書を提出したときは、その届出書を提出した日)までの間は、同条第一項又は新法第三十五条において準用する新法第二十八条第三項の届出をしないで、廃軽質油の処理を行つて、できる。

7 前項に規定する者は、同項の期間内に、廃軽質油の処理に関し、新法第三十四条第二項において準用する新法第二十一条第一項第二号の事項を記載した届出書に廃軽質油の処理の概況を記載した書類その他の運輸省令で定める書類を添付して運輸大臣に提出したときは、新法第三十二条の二第一項(第三十三条第二項中「第四十二条の二第一項」を「第三十八条第一項、第二項若しくは第四項、第四十二条の二第一項」に改める。)の一部を次のように改正する。

4 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「第四十二条の二第一項」を「第三十八条第一項、第二項若しくは第四項、第四十二条の二第一項」に改める。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十七号の四を第十七号の五とし、第十七号の三の次に一号を加える。

十七の四 船舶に設置される海洋汚染防止設備等の検査をする」と。

第十二条の二第一項(第三十八条第一項、第二項若しくは第四項、第四十二条の二第一項)を「海洋汚染防止設備等及び焼却設備」に改める。

第四十条第一項中第四号の八を第四号の九と

し、第四号の七を第四号の八とし、第四号の六の次に次の一号を加える。

四の七 船舶に設置される海洋汚染防止設備等の検査に關すること。

二号に定める日から起算して三月を経過する日までの間は、新法第二十六条第一項の廃油処理規程の認可を受けなくとも、廃軽質油処理事業を行つて、認可をした旨又はしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

5 第三項の規定により新法第二十条第二項又は第二十八条第三項の届出をしたものとみなされた新規事業者又は既存事業者についての新法第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日から起算して三月を経過する日まで」とする。

6 附則第二条第一項中「第四条第一項本文の規定又は新法第五条」を「第五条」に、「若しくは建造に着手されたものからのビルジの排出又は当該船舶」を「又は建造に着手された船舶」に改める。

7 条約附屬書IVが効力を生ずる日前に建造契約が結ばれた船舶又は海洋施設(建造契約がない船舶又は海洋施設の設置者に対し引き渡されるものから第三条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第一号に規定するふん尿等の排出については、附則第一条第四号に定める日から条約附屬書IVが効力を生ずる日の翌日から起算して十年を経過する日までの間は、同項又は同法第十八条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

8 第四条の規定による改正に伴う経過措置第八条 条約附屬書IVが効力を生ずる日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶については、同日前に建造に着手されたもの)であつて、同日の翌日から起算して三年を経過する日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものについては、条約附屬書IVが効力を生ずる日の翌日から起算して十年を経過する日までの間は、第四条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下この条において「新法」という。)第十条の二、第十七条の七第一項(新法第十条の二第一項に規定するふん尿等

2 運輸大臣は、附則第一条规定第六号に定める日以後においては、同条第七号に定める日前において

の二（新法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する船舶についての新法第十七条の二（新法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る。）の規定の適用については、新法第十七条の二中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第五号に規定する条約附属書IVが効力を生ずる日の翌日から起算して十年を経過する日以後初めて」とする。

3 第九条 船舶整備公団法の一部を次のように改正する。

第二条第十三項中「又は同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「貨物船原油洗浄設備」の下に「又は第十条の二第二項に規定するふん尿等排出防止設備」を加える。

（第五条の規定による改正に伴う経過措置）

第十一条 運輸大臣又は船級協会は、附則第一条第六号に定める日以後においては、同条第七号に定める日前においても、国際航海に従事する船舶に設置された新法第九条の三第一項に規定する有害液体物質排出防止設備（同条第三項に規定する船船にあつては、その貨物船を含む。以下この条及び次条において「有害液体物質排出防止設備等」という。）について、第五条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下この条及び次条において「新法」という。）第十七条の二又は第十七条の十二第二項に規定する検査に相当する検査を行うことができる。

2 運輸大臣は、附則第一条规定第六号に定める日以後においては、同条第七号に定める日前においては、新法第九条の三第一項（有害液体物質排出防止設備等に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（新法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

2 洋汚染防止証書に係る部分に限る。）の規定は、

ても、有害液体物質排出防止設備等に係る新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書及び新法第十七条の九第一項の国際海洋汚染防止証書に相当する証書を交付することができる。

2 前項の規定により交付した証書は、その交付省令で定める事由が生じたときを除き、同日以後は、有害液体物質排出防止設備等に係る新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書及び新法第十七条の九第一項の国際海洋汚染防止証書とみなす。この場合において、これらの証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 附則第二条第四項の規定は、第一項の運輸大臣の検査を受けようとする者又は第二項の証書の交付、再交付若しくは書換えを受けようとする者について、同条第五項の規定は、偽りその他不正の行為により第二項の証書の交付を受けた者について準用する。

2 第十一条 附則第一条第七号に掲げる規定の施行の際に現に船舶検査証書又は臨時航行許可証の交付を受けている船舶であつて、次項に規定する船舶以外のものについての新法第十七条の二（有害液体物質排出防止設備等に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第七号に定める日以後初めて」とする。

3 第十二条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

2 第十二条第一項第十一号の三中「第三条第七号」を「第三条第十号」に改め「生じた廃棄物」の下に「（同法第四十四条に規定する廃有害液体物質等を含む。）」を加え、「第三条第十一号」を「第三条第十四号」に改める。

（新法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備等に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

2 第十二条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

2 第十二条第一項第十一号の三中「第三条第十一号」を「第三条第十四号」に改める。

3 第十二条第十三項中「貨物船原油洗浄設備」の下に「、第九条の三第一項に規定する有害液体物質排出防止設備」を加える。

2 第十二条第一項第十七号の三中「本邦周辺海域に従事する船舶以外のものについての新法第十七条の二（有害液体物質排出防止設備等に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第七号に定める日以後初めて」とする。

2 第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

2 第十四条 附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十条及び第十二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

（政令への委任）

2 第十五条 附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十条及び第十二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

2 第十六条 附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十条及び第十二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

2 第十七条 附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十条及び第十二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

2 第十八条 附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十条及び第十二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

2 第十九条 附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十条及び第十二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

（矢追秀彦君等譲 拍手）

○矢追秀彦君 大だいま議題となりました二法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、近海運業等に係る事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別措置の対象となる

船員の離職の日に関する期限を、昭和六十三年六月三十日まで延長するものであります。

次に、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書が本年十月二日に発効するのに伴い、国内法を整備するものであります。

その主な内容は、第一に、新たに、軽質油の排出についても重質油と同様の規制を行うとともに、一定のタンカーについて構造規則を行う等船舶からの油の排出に関する規制を強化すること、第二に、新たに、船舶からの有害液体物質等の排出について、油と同様に規制を行うこと、第三に、船舶からのその活動に伴う廃棄物の排出について、一定の船舶に排出防止設備の設置を義務づける等規制を強化すること、第四に、新たに、一定の船舶またはタンカーの海洋汚染防止設備について検査を義務づけるとともに、合格した船舶には国際海洋汚染防止証書等を交付すること等であります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

結果、両案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

(賛成者起立)

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

## (号外)

官

○議長(徳永正利君) 日程第九 外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長龜井久興君。

## 審査報告書

## 外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決したた。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十七日

商工委員長 龜井 久興

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議長 徳永 正利殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国際経済情勢の推移にかんがみ、国内における各種製品の使用者に係る安全その他の利益の確保を図りつつ、認証手続における内外無差別を法制度的に確保するため、消費生活用製品安全法等十六法律を一括して改正し、外国における製造事業者が、各種製品の型式の承認等を取得するための手続等の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の点について特に配意すべきである。

一、医薬品、農薬等各種製品の輸入に際しては、国内における使用者の健康及び生命、身体が損なわれることのないよう、その安全の確保について十分留意すること。

二、今回の改正が、自由貿易体制を維持強化する観点から、市場開放措置の一環として行われるものであることにかんがみ、その運用に当たつては、これが各国の相互理解と国際的ルール確立への前進に資するものとなるよう努力すること。

三、第三十二条の二第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

第二章第二節中第三十二条の次に次の四条を加える。

(外国製造事業者の登録等)

第三十二条の二 外国において本邦に輸出される特定製品の製造の事業を行ふ者は、事業区分に従い、主務大臣の登録を受けることができる。

二 第八条第二項及び第三項、第九条から第十二条まで、第十八条、第二十条並びに第二十一条の規定は前項の登録に、第七条、第十三条から第十七条まで、第二十一条及び第三十条の規定は前項の登録を受けた者(以下「外国登録製造事業者」という。)に準用する。この

場合において、第七条中「何人も」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国登録製造事業者の登録の取消し等)

第三十二条の三 主務大臣は、外国登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四条、第七条(前条第二項において準用する場合を含む。)、前条第二項において準用する場合を含む。」を「登録を取り消す」とする。

二 前条第二項において準用する第九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第二項において準用する第三十条又は第三十五条(第一号を除く。)の規定による請求に応じなかつたとき。

四 主務大臣がこの法律を施行するため必要があると認めて、政令で定めるところによ

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国際経済情勢の推移にかんがみ、国内における各種製品の使用者に係る安全その他の利益の確保を図りつつ、認証手続における内外無差別を法制度的に確保するため、消費生活用製品安全法等十六法律を一括して改正し、外国における製造事業者が、各種製品の型式の承認等を取得するための手続等の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の点について特に費用を要しない。

一、費用

第一 条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の五」に改める。

第四条中「行なう」を「行う」に、「附されて」を「付されて」に改め、「第二十七条」及び「同項ただし書第二号」の下に「(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第七条中「第二十七条」の下に「(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「附する」を「付する」に、「附して」を「付して」に改める。

第九条第一号中「第十九条」の下に「(第三十二条の三第一項)」を加え、同条第三号中

「付して」に改める。

三十二条の三第一項」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条に次の二号を加える。

二 前条第二項において準用する第九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第二項において準用する第三十条又は第三十五条(第一号を除く。)の規定による請求に応じなかつたとき。

四 主務大臣がこの法律を施行するため必要があると認めて、政令で定めるところによ





「第六十一条第一項の表第六号中「第五十八条第一項」の下に「若しくは第六十七条の四第一項」を「行なう」を「行なう」に改める。  
 第八十九条の七第一号中「第六十三条」の下に「第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第八十六条第一項の表第六号中「第五十八条第一項」の下に「若しくは第六十七条の四第一項」を「第六十一一条第一項」の下に「第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「行なう」を「行なう」に改め、「第四十三条第一項」の下に「若しくは第六十七条の二第一項」を「第五十八条第一項」の下に「若しくは第六十七条の四第一項」を「第六十一一条第一項」の下に「第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第六十七条の二第一項の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納付しなければならない。  
 第八十九条第四号中「第五十八条第一項」の下に「又は第六十七条の四第一項」を加え、同条第五号中「第六十六条」の下に「第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。」を、「第六十七条の二第一項」の下に「若しくは第六十七条の五」を加える。

第九十条第一項中「第六十四条」の下に「第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。」を、「第六十七条」の下に「第六十七条の五」を加える。  
 第九十条第一項及び第四条の規定は、前項の一部を次のように改訂する。

3 第九十六条の二第一項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者は、第一項の承認を受けることができない。  
 第九十五条の二（同条第一項第二号及び第四号を除く。）第九十六条、第九十六条の四第一項、第九十六条の五第一項及び第九十六条の九の規定は、第一項の承認に準用する。この場合において、同条中「第六十五条又は第七十四条第一項中「第六十一条の六第一項」の下に「第六十二条の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第七十三条中「第一百一十一条の六第一項」の下に「第六十二条の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。  
 第八十九条第一項及び第六項の規定は、前項の一部を次のように改訂する。

3 第九十六条の三第一項の承認をしたときは、承認をしたとき、又は第九十六条の十の四第一項の規定により承認を取り消したときは、前条第二項の規定により承認を取り消すことができる。

4 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、承認外國製造事業者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたときは、

5 第九十六条の四第一項の規定は第二項の試験に、第九十六条の五第一項の規定は第二項の試験に、

昭和五十八年五月十八日 参議院会議録第十五号  
 外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案

において準用する次条第一項又は第二項の規定によりその届出に係る新規化学物質が前条第二項各号のいずれにも該当しないものである旨の通知を受けた者からその通知に係る新規化学物質を輸入しようとするとき」を加え、同項第一号中「次条第三項」の下に「第五条の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第二章中第五条の次に次の二項を加える。  
 第五条の二 外国において本邦に輸出される新規化学物質を製造しようとする者は、あらかじめ、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生省令、通商産業省令で定める事項を厚生大臣及び通商産業大臣に届け出ることができる。

2 第三条第二項及び第四条の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第一項中「三月以内」とあるのは、「四月以内」と読み替えるものとする。  
 第三十三条中「第三条第一項」の下に「第五条の二第一項」を加える。

3 第九十六条の二第一項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者は、第一項の承認を受けることができない。  
 第九十六条の十の四第一項の規定により承認を取り消すことができる。

2 承認外國製造事業者は、前項に規定する場合を除くほか、計量器に同項の型式承認番号について、同項に規定する指定検定機関の行う試験を受けることができる。

3 第九十六条の十の四第一項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者は、第一項の承認を受けることができない。

4 第九十六条の十の二第六項において準用する第九十六条の三第一項の承認をしたときは、

5 第九十六条の二第二項及び第三項並びに第

試験の申請があつた場合においてその申請に係る計量器について不合格の判定をしたときに準用する。この場合において、第九十六条の四第一項中「承認又は不承認の処分」とあるのは、「合格又は不合格の判定」と読み替えるものとする。

6 第二十二条本文、第二十三条第二項及び第九十六条の八の規定は、第一項の承認を受けた外國製造事業者（以下「承認外國製造事業者」という。）に準用する。

（承認外國製造事業者に係る型式承認番号の表示）

第七十三条中「第一百一十一条の六第一項」の下に「第六十二条の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第七十四条第一項中「第五条の二」に改める。

第三条第一項の届出書中「ただし」の下に「

「第五条の二第一項の届出をし、同条第二項

昭和五十八年五月十八日 参議院会議録第十五号

四八七

又は倉庫において、本邦に輸出される計量器、帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係人に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して虚偽の答弁がされたとき。

五 前号の規定による検査において、通商産業大臣が、承認外國製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査させるとが著しく困難であると認められる計量器を期間を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

六 国は、前項第五号の規定による請求によつて生じた損失を承認外國製造事業者に対し補償しなければならない。この場合において補償すべき損失は、同号の規定による請求により通常生ずべき損失とする。

第一百八十二条の十第一項に後段として次のようく加える。

この場合において、第百七十六条中「第百八十二条」とあるのは、「第百八十二条の九又は第百八十二条の十の四第一項」と読み替えるものとする。

第百八十二条の十第一項に後段として次のようになる。

この場合において、同条中「第百七十四条各号」とあるのは、「第百八十二条の三各号」と読み替えるものとする。

第八章第二節中第百八十二条の十の次に次の三条を加える。

(外国製造者に係る指定)

第一百八十二条の十の二 外国において特殊容器の製造の事業を行う者は、その工場又は事業場ごとに、通商産業大臣の指定を受けることができる。

第九十六条の九、第一百七十六条 第百八十二条の三、第百八十二条の四及び第百八十二条の五

(特殊容器の輸入事業者に係る譲渡等の制限) 第百八十二条の十の三 特殊容器の輸入（商品を入れ、その商品とともに輸入する場合を含む。以下この条において同じ。）の事業を行う者は、第百八十二条の六第一項の通商産業省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特殊容器でその輸入に係るものと譲渡し、又は貸し渡してはならない。ただし、当該表示が同項（前項第二項において準用する場合を含む。）の規定により付されたものである場合又はその特殊容器を譲渡し、若しくは貸し渡す前に、通商産業省令で定めるところにより、当該表示を除去し、若しくはこれに消印を付した場合は、この限りでない。

（指定外国製造者に係る指定の取消し等） 第百八十二条の十の四 通商産業大臣は、指定外國製造者が次の各号の一に該当するとき

倉庫において、特殊容器、特殊装置の製造若しくは検査のための設備、帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は閑係人に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して虚偽の答弁がされたとき。

七 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第六号の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける指定外国製造者の負担とする。

第三百八十二条の十一中「及び第九十六条の三第二項」を「、第九十六条の三第二項及び第五十六条の十の二第二項」に、「行なおう」を「行なう」と、「行なう」を「行う」に改める。

第一百八十二条の二十二第一号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第二号中「、第九十

項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第百八十二条の十の二第一項の指定を受けようとする者又は同条第二項において準用する第二百八十二条の八ただし書の再指定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納付しなければならない。

第二百三十二条中「又は第二百八十二条の七第一項若しくは第三項」を「、第二百八十二条の七第一項若しくは第三項又は第二百八十二条の十の三」に改める。

別表第十七号、第十八号及び第十九号中「又は第九十六条の三第一項」を「、第九十六条の三第一項又は第九十六条の十の二第一項」に改める。

(電気用品取締法の一一部改正)

第六条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

又は倉庫において、本邦に輸出される計量器、帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係人に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して虚偽の答弁がされたとき。

五 前号の規定による検査において、通商産業大臣が、承認外國製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査させることが著しく困難であると認められる計量器を期間を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

六 国は、前項第五号の規定による請求によつて生じた損失を承認外國製造事業者に対し補償しなければならない。この場合において補償すべき損失は、同号の規定による請求により通常生ずべき損失とする。

第七百八十二条の十第一項に後段として次のよう記す。

第七百八十二条の十第一項の規定は前項の指定に、第七百七十九条及び第七百八十二条の五から第七百八十二条の七までの規定は同項の指定を受けた者（以下「指定外國製造者」という。）に準用する。この場合において、第九十六条の九中「又は日本電気計器検定所は、第九十五条又は第七百七十九条の三第一項の承認をしたときは」とあるのは「は、第七百八十二条の十の二第一項の指定を受けたとき、同条第二項において準用する第七百七十九条の規定による届出（同項において準用する第七百八十二条の三第一号又は第五号の事項に係るものに限る。）を受理したとき、又は第七百八十二条の十の四第一項の規定により指定を取り消したときは」と、第七百七十六条中「第七百八十二条」あるのは「第七百八十二条の九又は第七百八十二条の十の四第一項」と、第七百七十九条中「第七百七十四条各号」とあるのは「第七百八十二条の十の二第二項において準用する第七百八十二条の三各号」と読み替えるものとする。

は、その指定を取り消すことができる。  
一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。  
二 不正な手段により第百八十二条の十の二第一項の指定を受けたとき。  
三 第百八十二条の十の二第二項において準用する第百八十二条の四各号の一に適合しなくなつたとき。  
四 第百八十二条の十の二第二項において準用する第百八十二条の五の規定により届け出た製造管理規程を実施しないと認めるとき。  
五 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定外國製造者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。  
六 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定外國製造者の工場、事業場、販賣所、事務所又は

第六条の四第二項において準用する同条第一項を「の規定、第九十六条の第四第二項若しくは第九十六条の十の二第五項において準用する第九十六条の四第一項の規定」に改め、同条第五号中「行なつた」を「行つた」に改める。

外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案

四八八

目次中「第十七条」を「第十七条の六」に改める。

第五条第二号中「第十四条」の下に「又は第十七条の五第一項」を加え、同条第三号中「第十三条の下に「又は第十七条の二」を加え、「(以下「登録製造事業者」という。)」を削り、「第十四条」の下に「又は第十七条の五第一項」を加え、「登録製造事業者の業務を行なう」を「第三条又は第十七条の二の登録を受けた者の業務を行う」に改め、同条第四号中「行なう」を「行う」に改める。

第九条中「登録製造事業者が」を「第三条の登録を受けた者」(以下「登録製造事業者」という。)に改める。

第十四条第四号中「登録」を「第三条の登録」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第十七条の二の登録を受けている場合に改め、同条に次の二号を加える。

六 第十七条の五第一項第一号から第七号までのいずれかに該当するものとしてその登録を取り消す。

七 第二章中第十七条の次に次の五条を加える。

(外国製造事業者の登録)

第十七条の二 外国において本邦に輸出される甲種電気用品の製造の事業を行う者は、事業区分に従い、通商産業大臣の登録を受けることができる。

(外国製造事業者の登録の申請)

第十七条の三 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 事業区分

三 当該甲種電気用品を製造する工場又は事

業場の名称及び所在地

四 特定製造設備の名称及び性能又は数

五 特定検査設備の名称及び性能又は数

六 前項の申請書には、工場又は事業場の図面

その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(外国製造事業者の登録の基準)

第十七条の四 通商産業大臣は、第十七条の二の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 特定製造設備が第六条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 特定検査設備が第六条第二号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

三 登録を受けた者は、その請求に応じなかつたとき。

四 登録を受けた者は、その登録を取り消すことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

五 登録を受けた者は、その登録を取り消すことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

六 登録を受けた者は、その登録を取り消すことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 不正の手段により第十七条の二の登録を受けたとき。

八 第三条の登録を受けている場合において、第十四条第一号から第四号までのいずれかに該当するものとしてその登録を取り消されたとき。

九 第十七条の五 通商産業大臣は、第十七条の二の登録を受けた者(以下「外国登録製造事業者」という。)が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第三条、第二十五条第二項若しくは第二十五条の四第二項若しくは第四項の規定又は次条において準用する第十条第一項の規定に違反したとき。

二 第三条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。

三 第四十八条の二において準用する第四十七条规定又は第四十八条の規定による請求に定められたとき。

四 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外国登録製造事業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録製

れ、若しくは忌避され、又はその質問に對して、正当な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

六 前号の規定による検査において、通商産業大臣が、外国登録製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査をさせることが著しく困難であると認められる甲種電気用品を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 不正の手段により第十七条の二の登録を受けたとき。

八 第三条の登録を受けている場合において、第十四条第一号から第四号までのいずれかに該当するものとしてその登録を取り消されたとき。

九 第十七条の五 通商産業大臣は、第十七条の二の登録を受けた者(以下「外国登録製造事業者」という。)が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第三条、第二十五条第二項若しくは第二十五条の四第二項若しくは第四項の規定又は次条において準用する第十条第一項の規定に違反したとき。

二 第三条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。

三 第四十八条の二において準用する第四十七条规定又は第四十八条の規定による請求に定められたとき。

四 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外国登録製造事業者に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録製造事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫において、本邦に輸出される電気用品、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ

(型式の認可とみなす確認)

第一十三条の二 甲種電気用品輸入事業者が、販売しようとする甲種電気用品の型式について、他の甲種電気用品輸入事業者が前条第一項の認可を受けている型式と同一の型式の区分に属し、かつ、同一の製造事業者に係るものである旨の通商産業大臣による確認を受けたときは、その確認を受けた甲種電気用品輸入事業者は、その甲種電気用品の型式について、同項の認可を受けたものとみなす。

二 前項の確認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 当該甲種電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所

三 型式の区分

四 当該型式について前条第一項の認可を受けている他の甲種電気用品輸入事業者の氏名又は名称及び住所

五 前項の申請書には、通商産業省令で定める数量の確認のための試験用の甲種電気用品及びその構造図その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、第二十一条第一項に規定する甲種電気用品について第一項の確認を受けようとするときは、その電気用品の型式が当該他の甲種電気用品輸入事業者が前条第一項の認可を受けている型式と同一の型式の区分に属する旨を指定試験機関が証する書面を添付することをもつて足りる。

六 第二十四条中「甲種電気用品」として削除する。

七 第十五条第一項中「又は第二十三条の二第二项」を「第二十三条の三第二项」に改め、第一項ただし書を「第二十三条第一項ただし書」に改め、同条を第二十三条の三とし、第二

二十三条规定第一項に改め、同条第二項中「前条第一項ただし書」を「第二十三条第一項ただし書」に改め、同条を第二十三条の三とし、第二

十三条の次に次の二号を加える。



液化石油ガス法第四十八条から第五十一条まで、第五十六条、第六十条第二項及び第三項、第六十五条並びに第六十七条の三第一項（第六号を除く。）の規定は、外国登録製造事業者に準用する。この場合において、第三十九条の六中「何人も」とあるのは「外国登録製造事業者は」と、「ガス用品」とあるのは「本邦に輸出されるガス用品」と、液化石油ガス法第四十八条第一項中「第四十三条第一項」とあり、及び同法第六十七条の三第一項第七号中「前条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と、同法第六十条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「ガス事業法第三十

号中「業務又は經理の状況」とあるのは「事業」と、同項第五号中「事務所、営業所、工場、本邦に輸出される第一種液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所において、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ」又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき」とあるのは「営業所、事務所その他事業場において帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき」と、同項第八号中「第四十三条第一項」とあ

二号中「第四十三条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と、同法第六十七条の五第一号及び第二号中「第六十七条の二第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第五項」と、同条第一号中「前条第二項において準用する第六十二条第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第七項において準用する同法第三十九条の十三」と、同条十一第二項」と、同条第一号中「前条第二項において準用する第六十四条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第七項において準用する同法第三十九条の十三」と、同条第三号中「第八十四条第一項」とあるのは「ガス事業法第四十条第一項」と読み替える。

三の三」を、「第三十九条の十第一項」の下に「(第三十九条の十四第六項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の一項を加え  
る。

第三十九条の十三の二の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納付しなければならない。

第四十九条第一項中「第三十九条の十三」の下に「(第三十九条の十四第七項において準用する場合を含む。)」を、「同法第六十七条」の下に「第三十九条の十四第五項において準用する同法第六十七条の三第一項、第三十九条の十四第六項において準用する同法第六十七条の五」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」

4  
項、第四十四条から第四十七条まで、第五十三条、第五十五条並びに第五十七条の規定は、外国において本邦に輸出されるガス用品の製造の事業を行う者の登録に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中の「前項」とあり、同法第四十四条中「前条第一項」とあり、並びに同法第四十五条及び第四十七条第一項中「第四十三条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と、同法第四十四条第一号中「この法律」とあるのは「ガス事業法」と読み替えるものとする。

「九条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の三」と、「第四十二条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の六」と、同号及び同項第三号中「前条第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第五項」と、同項第一号中「次条第二項において準用する第六十二条第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第七項において準用する同法第三十九条の十一第二項」と、同項第二号中「前条第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第四項」と、同項第三号中「次条第二項において準用する第六十四条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第七項において準

十九条の十三の三」と、液化石油ガス法第五十九条第二項中「前項」とあり、同法第五十九条及び第六十七条の五中「前条第一項」とあり、並びに同法第六十六条中「第五十八条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の三」と、同法第五十九条第三項中「第六十条第一項」とあり、及び同法第五十九条中「次条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第五項において準用する同法第三十九条の九」と、同法第五十八条第三項中「第一項の承認」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の三の承認」と、同法第五十九条第一号中「第四十一条」とあるの

に輸出されるもの」と「輸出用その他の特定」とあるのは「特定」と、第三十九条の十三中「ガス用品」とあるのは「本邦に輸出されるガス用品」と、「期間を定めて」とあるのは「期間を定めて本邦に輸出されるガス用品」と、「附することを禁止する」とあるのは「付さないよう請求する」と読み替えるものとする。

第三十九条の十五第一項中「第三十九条の九」の下に「(第三十九条の十四第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「行なおう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十一条第一項の表第九号中「第三十九条

第三十九条の十四第二項中「ガス事業法第三十九条の十三」との下に、同条第五号中「第六十七条の二第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」とを加え、同条第四项第一号中「前項」を「第三項又は第六項」に改め、同項第二号中「前項」を「第三項」に改め、「液化石油ガス法第六十七条」の下に「又は第六項において準用する同法第六十七条の五」を加え、同項を同条第八項とし、同条第三項の

十九条の十四第五項において準用する同法第三十九条の九」と、同項中「第四十一条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の五」と、同法第六十五条中「第一種液化石油ガス器具等」とあるのは「本邦に輸出されるガス用品」と、「命する」とあるのは「請求する」と、同条第二号中「第六十二条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第七項において準用する同法第三十九条の十一第一項」と、同法第六十七条の三第一項第一号中「第三十

替えるものとする。  
第三十九条の八第二項及び第三十九条の十並びに液化石油ガス法第五十八条第二項及び第三項、第五十九条、第六十六条並びに第十六十七条の五の規定は、外国登録製造事業者に係るガス用品の型式の承認に準用する。この場合において、第三十九条の八第二項中「前項」とあり、及び第三十九条の十一第一項中「第三十九条の八第一項」とあるのは「第三

第三十九条の十一から第三十九条の十三までの規定は、第三十九条の十三の三の承認を受けた外国登録製造事業者に準用する。この場合において、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二及び第三十九条の十三中「第三十九条の八第一項」とあるのは「第三十九条の十三の三」と、第三十九条の十一第一項中「当該承認に係る型式のガス用品」とあるのは「当該承認に係る型式のガス用品で本邦

卷之三

卷之三



輸入業者保証票にあつては」とあるのは「並びに」と、第二十一条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十五条及び第二十六条中「その生産し、輸入し、又は販売する肥料」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。

(国内管理人に係る立入検査等)  
第三十三条の三 農林水産大臣は、肥料の取締り上必要があると認めるときは、肥料検査官に、国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができ。

2 第三十条第二項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。この場合において、同条第五項中「肥料検査官又は肥料検査員」とあるのは「肥料検査官」と読み替えるものとする。

## (外国生産肥料の輸入)

第三十三条の四 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料の輸入者は、その事業を開始する二週間前まで

に、農林水産大臣に、次に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、当該輸入業者が当該肥料の登録外國生産業者又はその国内管理人である場合は、この限りでない。

一 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 輸入する肥料の登録番号又は仮登録番号

三 保管する施設の所在地

2 前項の規定による届出をした輸入業者は、同項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

## 3 輸入業者は、不正に使用された保証票又は

偽造され、若しくは変造された保証票その他保証票に紛らわしいものが付された肥料(その容器若しくは包装にこれらものが付してある場合における当該肥料を含む)で輸入に係るものと譲り渡してはならない。

4 輸入業者は、他人の氏名、商標若しくは商号又は他の肥料の名称若しくは成分を表示したものと譲り渡してはならない。

5 農林水産大臣がこの法律の目的を達成するため必要があると認めて登録又は仮登録の取消しをする場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

6 農林水産大臣が、肥料の取締り上必要なと認めて、肥料検査官に、登録外國生産業者の事業場、倉庫その他第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものに係るものと認めた場合において、肥料検査官に、登録外國生産業者に對し、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

7 農林水産大臣が、肥料の取締り上必要なと認めて、肥料検査官に、登録外國生産業者に對し、その登録又は仮登録を取り消すことができる。

8 第三十三条の五 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録外國生産業者に対し、その登録又は仮登録を取り消すことができる。

9 第三十七条第一号中「その登録」を「第四条、又は仮登録を受けた普通肥料(本邦に輸出されるものに限る)であつて生産業者保証票が付されていないものを譲り渡したとき。

10 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料(本邦に輸出されるものに限る)であつて生産業者保証票が付されていないものを譲り渡したとき。

11 第三十三条の二第六項において準用する第二十一条の規定による請求に応じなかつたとき。

12 第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものに係る保証票を偽造し、変造し、若しくは不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造した保証票その他保証票に紛らわしいものを当該肥料若しくはその容器若しくは包装に付したとき。

13 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けるに當たつて不正行為をしたとき。

14 第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものに係る保証票を偽造し、変造し、若しくは不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造した保証票その他保

証票に紛らわしいものを当該肥料若しくはその容器若しくは包装に付したとき。

15 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものの容器又は包装として使用したとき。

16 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものの容器又は包装として使用したとき。

## 五 農林水産大臣がこの法律の目的を達成す

るため必要があると認めて登録又は仮登録の取消しをする場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

17 第三十七条第一号中「又は第二十五条又は第三十三条の四第三項」に改め、「第二十五条又は第三十三条の四第三項」に改められた。

18 第三十九条第五号中「第二十九条」の下に「(第三十三条の二第六項において準用する場合を除む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

19 第三十三条の二第一項の規定による立入又は仮登録を受けるに當たつて不正行為をしたとき。

20 第三十三条の二第一項の規定による立入又は仮登録を受けるに當たつて不正行為をしたとき。

21 第三十三条の二第一項の規定による立入又は仮登録を受けるに當たつて不正行為をしたとき。

22 第三十三条の二第一項の規定による立入又は仮登録を受けるに當たつて不正行為をしたとき。

23 第三十三条の二第一項の規定による立入又は仮登録を受けるに當たつて不正行為をしたとき。

24 第三十三条の二第一項の規定による立入又は仮登録を受けるに當たつて不正行為をしたとき。

25 第三十三条の二第一項の規定による立入又は仮登録を受けるに當たつて不正行為をしたとき。

26 第三十三条の二第一項の規定による立入又は仮登録を受けるに當たつて不正行為をしたとき。

27 第三十三条の二第一項の規定による立入又は仮登録を受けるに當たつて不正行為をしたとき。

28 第三十三条の二第一項の規定による立入又は仮登録を受けるに當たつて不正行為をしたとき。

29 第三十三条の二第一項の規定による立入又は仮登録を受けるに當たつて不正行為をしたとき。

30 第三十三条の二第一項の規定による立入又は仮登録を受けるに當たつて不正行為をしたとき。

## 六 おいて準用する第九条第二項の規定又は第一

項の規定により登録又は仮登録の取消しをしようとするときは、当該登録外國生産業者に對し、あらかじめ期日、場所及び取消しの原因たる事由を通知して、公開による聴聞を行

い、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

7 第三十六条第一号中「又は第二十五条」を「第二十五条又は第三十三条の四第三項」に改め、「第二十五条又は第三十三条の四第三項」に改められた。

8 第三十七条第一号中「その登録」を「第四条、又は仮登録を受けた普通肥料(本邦に輸出されるものに限る)であつて生産業者保証票が付されていないものを譲り渡したとき。

9 第三十七条第一号中「又は第二十九条」の下に「(第三十三条の二第六項において準用する場合を除む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

10 第三十七条第一号中「又は第二十九条」の下に「(第三十三条の二第六項において準用する場合を除む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

11 第三十七条第一号中「又は第二十九条」の下に「(第三十三条の二第六項において準用する場合を除む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

12 第三十七条第一号中「又は第二十九条」の下に「(第三十三条の二第六項において準用する場合を除む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

13 第三十七条第一号中「又は第二十九条」の下に「(第三十三条の二第六項において準用する場合を除む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

14 第三十七条第一号中「又は第二十九条」の下に「(第三十三条の二第六項において準用する場合を除む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

15 第三十七条第一号中「又は第二十九条」の下に「(第三十三条の二第六項において準用する場合を除む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

16 第三十七条第一号中「又は第二十九条」の下に「(第三十三条の二第六項において準用する場合を除む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

17 第三十七条第一号中「又は第二十九条」の下に「(第三十三条の二第六項において準用する場合を除む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

18 第三十七条第一号中「又は第二十九条」の下に「(第三十三条の二第六項において準用する場合を除む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

19 第三十七条第一号中「又は第二十九条」の下に「(第三十三条の二第六項において準用する場合を除む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

「(本邦内に住所又は居所を有しない者にあつては、六十日以内)」を加える。

第十一條第二項中「附する」を「付する」に改め、「できる者」の下に「(第四項に規定する者を除く。)」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の二項を加える。

4 農林水産大臣は、事後検査をする場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により農機具に検査合格証票を付することができる者で本邦内に住所又は居所を有しないものに対し、その事業場、店舗若しくは倉庫において当該農機具若しくはその部品についての検査を受け、若しくは関係者が質問に応じ、又は当該農機具を農林水産大臣の指定する場所に提出することを請求することができる。ただし、農機具を指定する場所に提出させるときは、必要な費用を支払わなければならぬ。

5 前項の検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける者の負担とする。第十二条の二に次の一項を加える。

2 農機具の輸入業者は、検査合格証票又はこれに紛らわしい表示の付してある農機具での輸入に係るもの販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、検査合格証票がこの章の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

第十四条の二中「行なう」を「行う」に改め、「製造業者」の下に「輸入業者」を、「その製造」の下に「輸入」を加える。

第五十七条中「違反して農機具に検査合格証票又はこれに紛らわしい表示を附した者」を「違反した者」に改める。

(農業取締法の一部改正)  
第十一条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項に次のただし書を加える。

第七条に次のただし書を加える。

4 登録外国製造業者は、帳簿を備え付け、これに第一項の登録に係る農業の種類別に、その製造数量及び譲渡先別譲渡数量(本邦に輸出されるものに限る)を真実かつ完全に記載するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

第五条第一項中「第七条」の下に「(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条、第十二条の二第一項及び第二項並びに第十二条の三第一項において同じ。)」を加え、同条第二項中「第六条の三第一項」の下に「(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第六条第一項において同じ。)」を、「第六条の四第一項」の下に「(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)」を、「販売業者」の下に「(第十五条の二第一項の登録に係る農業の輸入業者を含む。次項において同じ。)」を加える。

第六条第二項、第三項及び第五項、第三条から第五条まで、第六条の五並びに第六条の七の規定は第一項の登録に、第二条第四項、第六条の三及び第六条の四第一項の規定は第六条の二まで、第六条の四第二項、第六条の六及び第七条(ただし書を除く。)の規定は登録外国製造業者に第九条第四項及び第十条の二の規定は第一項の登録外国製造業者及びその国内管理人に準用する。この場合において、第二条第二項第一号中「氏名(法人の)」とあるのは「第十五条の二第二項の登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した者の氏名(法人の)」と、同条第十号中「製造業者の製造し、又は加工した農業について、製造方法」とあるのは「第十五条の二第一項の登録を受けた者」と、第三条第三項第一項中「1箇月」とあるのは「二月」と、第四条第一項中「1週間」とあるのは「一月」と、同条第三項中「1箇月」とあるのは「二月」と、第五条の二第一項及び第二項中「製造業者」と、同条第三項第五号中「製造業者又は輸入業者」とあるのは「第十五条の二第一項の登録を受けた者」と、第三条第三項中「1箇月」とあるのは「二月」と、第四条第一項中「1週間」とあるのは「一月」と、同条第三項中「1箇月」とあるのは「二月」と、第五条の二第一項及び第二項中「製造業者」という。は、前項の規定により選任する。

任した者(以下「国内管理人」という。)を更したときは、その変更の日から一月以内に、その理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 登録外国製造業者は、帳簿を備え付け、これに第一項の登録に係る農業の種類別に、その製造数量及び譲渡先別譲渡数量(本邦に輸出されるものに限る)を真実かつ完全に記載し、その記載した事項をその国内管理人に通知するとともに、少なくとも三年間その帳簿を保存しなければならない。

5 国内管理人は、帳簿を備え付け、これに前項の規定により通知された事項を記載し、少なくとも三年間その帳簿を保存しなければならない。

第六条第二項、第三項及び第五項、第三条から第五条まで、第六条の五並びに第六条の七の規定は第一項の登録に、第二条第四項、第六条の三及び第六条の四第一項の規定は第六条の二まで、第六条の四第二項、第六条の六及び第七条(ただし書を除く。)の規定は登録外国製造業者に第九条第四項及び第十条の二の規定は第一項の登録を受けた者及びその者が同条第二項の規定により選任した者」と、第七条中「その製造し若しくは加工し、又は輸入した農業を」とあるのは「第十五条の二第一項の登録に係る農業で本邦に輸出されるものを製造し、又は加工してこれを」と、第九条第四項中「製造業者又は輸入業者」とあるのは「第十五条の二第一項の登録を受けた者」とあるのは「当該登録外国製造業者が製造し、又は加工して販売した」と、第十条の二中「その製造し、加工し、輸入し、又は販売する農業」とあり、「その製造し、加工し、又は輸入する農業」とあるのは「第十五条の二第一項の登録に係る農業で本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。

(国内管理人に係る報告及び検査)  
第十五条の三 環境庁長官又は農林水産大臣は、国内管理人に対し、その業務に關し報告を命じ、又は検査職員その他関係職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 第一条の登録を受けた者(以下「登録外国製造業者」という。)は、前項の規定により選任するものの当該事務所の代表者を含む。(農業取締法の一部改正)  
第十一条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項に次のただし書を加える。

る検査について準用する。

(外国製造農薬の輸入業者の届出)

**第十五条の四 第十五条の二第一項の登録に係る農薬の輸入業者は、次の事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、当該輸入業者が当該農薬の登録外国製造業者又は輸入業者がその国内管理人である場合は、この限りでない。**

一 輸入する農薬の登録番号  
二 輸入業者の氏名及び住所

**2 前項の規定による届出をした輸入業者は、そ同項の届出事項中に変更を生じたとき及びその事業を廃止したときもまた同項と同様に届け出なければならない。**

**3 前項の規定による届出は、新たに第十五条の二第一項の登録に係る農薬の輸入業を開始する場合にあつてはその開始日の二週間前までに、第一項の事項中に変更を生じた場合又はその事業を廃止した場合にあつてはその変更を生じた日又はその事業を廃止した日から一週間以内に、これをしなければならない。**

**第十五条の五 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録外国製造業者に対し、その登録を取り消すことができる。  
(外国製造農薬の登録の取消し等)**

**一 環境庁長官又は農林水産大臣が必要があると認めて登録外国製造業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。**

**二 環境庁長官又は農林水産大臣が、必要があると認めて、検査職員その他の関係職員に登録外国製造業者から検査のため必要な数量の当該登録に係る農薬若しくはその原料を時価により対価を支払つて集取させ、又は必要な場所においてその業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件に**

ついての検査をさせようとした場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

**三 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。**

**四 登録外国製造業者又はその国内管理人がこの法律の規定により登録を取り消された者は、取消しの日から一年間は、当該農薬について更に登録を受けることができない。**

**2 前項の規定により登録を取り消された者は、取消しの日から一年間は、当該農薬について更に登録を受けることができない。**

**3 第六条の三第三項及び第十四条の二の規定は、第一項の規定による登録の取消しについて準用する。**

**第十六条第二項中「第三条第二項」の下に「(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。**

**第十七条第一号中「第十条の二」の下に「(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)」を加える。**

**第十八条第一号中「六箇月」を「六月」に改め、同**

**一条第一項、第十五条の二第五項又は第十五条の四第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一号を加える。**

**三 第十五条の三第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者**

**四 第二十条第一項の規定による命令に違反したと報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。**

**五 第二十二条第一項の規定による検査若しくは去取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせざり、若しくは虚偽の答弁をしたとき。**

**六 不正の手段により前条第一項の認定を受けたとき。**

**3 第四条第二項の規定に基づき検定の業務の一部を行なう規格設定飼料の製造業者又は輸入業者に係る同項の承認がその効力を失つたときは、当該製造業者又は輸入業者に係る前条第一項の認定は、その効力を失う。**

**第十五条の二 農林水産大臣は、第四条第二項の規定に基づき検定の業務の一部(規格適合表**

示を付することを含む。以下同じ。)を行う規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る同項の承認を取り消すことができる。

**第一次条第一項又は第三項の規定に違反したとき。**

**第七条の二第一項若しくは第二項」に改める。**

**第七条の次に次の五条を加える。**

**(外国製造業者に係る規格適合表示等)**

**第七条の二 農林水産省の機関又は第四条第一項の農林水産大臣が指定した者は、規格設定飼料についての公定規格による検定を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けて、その検定に関する業務のうち公定規格に適合するかどうかの判定その他の農林水産省令で定める業務以外のものを当該規格設定飼料に係る外国製造業者に行わせ、又はその行う判定の結果にに基づいて当該外国製造業者に当該規格設定飼料若しくはその容器若しくは包装に規格適合表示を付させることができる。**

**三 第二十条第一項の規定による命令に對し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。**

**四 第二十二条第一項の規定による検査若しくは去取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせざり、若しくは虚偽の答弁をしたとき。**

**五 第二十二条第一項の規定による検査若しくは去取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせざり、若しくは虚偽の答弁をしたとき。**

**六 不正の手段により前条第一項の認定を受けたとき。**

**2 前項の規定により規格適合表示を付することができる外国製造業者で農林水産大臣の認定を受けたもの(以下「認定外国製造業者」という。)は、規格適合表示を能率的に付するため特に必要があるときは、第四条第一項の規定による検定前に、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付しておきことができる。**

**第七条の三 前条第一項の規定に基づき検定の業務の一部を行なう外国製造業者は、同項又は同条第二項の規定に基づき当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はその表示を付してはならない。**

**第七条の四 第五条第二項及び第三項の規定は第**

**第五条の二 農林水産大臣は、第四条第二項の規定に基づき検定の業務の一部(規格適合表**





いて、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に認定外國製造業者の工場、事務所又は倉庫その他の場所において格付けの状況又は本邦に輸出される農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

六 認定外國製造業者が不正な手段により第十九条の三第一項又は第二項の規定に基づき格付けの表示を受けたとき。

七 認定外國製造業者が第四項の規定による費用の負担をしないとき。

八 第十九条の三第一項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行なう外國製造業者に係る同条第二項の認定は、その効力を失う。

九 第十九条の四及び第二項第五号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外國製造業者の負担とする。

十 農林水産大臣は、第一項の規定による承認の取消し又は第二項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

十一 第十五条の二第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による処分について準用する。この場合において、第十五条の二第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十九条の六第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（格付けの表示のある農林物資の輸入）  
第十九条の七 農林物資の輸入を業とする者は、格付けの表示又はこれと紛らわしい表示の付してある農林物資（その包装又は容器に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）でその輸入に係るものと譲り渡す。

し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、当該表示が第十九条の三第一項又は第二項の規定に基づき格付けの表示を付することができる外國製造業者により同条第一項の承認又は同条第二項の認定に係る農林物資に付されたものである場合には、この限りでない。

第二十条第二項中「行ない」を「行い」に、「附する」を「付する」に、「第十九条の三第一項」を「第十九条の八第一項」に改める。

第二十一条第二項中「行ない」を「行い」に、「第十九条の二から第十九条の五まで」を「第十九条の二（第十九条の五において準用する場合を含む。）」、第十九条の八及び第十九条の九」に改める。

二十四条に次の二号を加える。

五 本邦において第十九条の五において準用する第十五条第二項又は第三項の規定に違反して、反した認定外國製造業者

二十四条に次の二号を加える。

六 第十九条の七の規定に違反した者

二十四条の二に次の二号を加える。

四 第十九条の三第一項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受けないで、外國製造業者に格付けに関する業務を行なわせ、又は格付けの表示を付させたとき。

（米穀改善法の一部改正）  
第十三条 米穀改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）の一部を次のよう改訂する。

四 第十二条の三第一項の見出し中「標示」を「標示の許可」に改める。

第十七条の次に次の二号を加える。

（特殊栄養食品の承認）  
第十七条の二 本邦において販売に供する食品につき、外国において第十二条第一項に規定する標示をしようとする者は、厚生大臣の承認を受けることができる。

二 第十二条第二項から第四項までの規定は前項の承認について、第十六条の規定は同項の規定により承認の申請、第

規定により承認を受けた特殊栄養食品について、前条の規定は同項の承認を受けて標示をする者について準用する。この場合において、前条の規定による者について準用する。この場合において、前条の規定による者について準用する。

三 申請者が、第七十五条の二第一項の規定にて、第十二条第二項中「その営業所所在地の都道府県知事を経由して厚生大臣」とあるのは「厚生大臣」と、第十六条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条中「同条第四項」とあるのは「第十七条の二第二項において準用する第十二条第四項」と読み替えるものとする。

（特殊栄養食品の標示のなされた食品の輸入の許可）  
第十七条の三 本邦において販売に供する食品であつて、第十二条の規定による許可又は前条の規定による承認を受けずに第十二条第一項に規定する標示がなされたものを輸入しようとする者については、その者を同項に規定する標示をしようとする者とみなして、同条及び第十九条の規定を適用する。

四 第十八条の二中「第十六条第一項」の下に「（第十七条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「行なう」を「行う」に改め。（薬事法の一部改正）  
第十四条 薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）の一部を次のように改訂する。

四 第十六条第二号中「行なう」を「行う」に改め、「第十三条规定」の下に「及び第十九条の二第一項」を加える。

四 第十四条の三第一項中「医薬品の製造」を「第十四条の規定による医薬品の製造」に改め。（薬事法の一部改正）  
第十四条の二 第十四条の二第一項において準用する。

四 第十九条の三 第十九条の二の規定による製造の承認を受けた者は、同条第三項の規定により選任した者（以下「国内管理人」という。）を変更したとき、又は国内管理人につき、その氏名若しくは名称その他厚生省令で定める事項に変更があつたときは、三十日以内に、厚生大臣に届け出なければならない。

四 第十九条の四 第十九条の二の規定による製造の承認を受けた者については、第九条の二、第十四条の二及び第十四条の三の規定を準用する。

四 第十九条の二を「届出」の下に「（第十九条の三の規定による届出を除く。）」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条に次の二号を加える。

四 第二十条第一項中「第十四条」の下に「及び第十九条の二」を「届出」の下に「（第十九条の三の規定による届出を除く。）」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条に次の二号を加える。

四 第十九条の二の規定による承認の申請、第

第六十九条第一項及び第六十九条の二中「若しくは販売業者」の下に「国内管理人」を加

〔第五十六条第二号及び第六十五条第一号中「(第二十三条において準用する場合を含む。)」を「又は第十九条の二」に改める。  
第六十八条中「含む。」の下に「又は第十九条の二第一項」を加える。〕

第五十回条中、「場合を命ねる」を「場合を命じる」に  
「場合を命ねる。」を「場合を命じる。云々と同じ。」  
若しくは第十九条の「」に改める。

る者であるときも、同様とする」と読み替えるものとする。

につき第十九条の二の規定による厚生大臣の承認を受けているときを除く。は」と、同条第二項中「与えないことができる」とあるのは「与えないことができる。当該輸入しようとする物を外国において製造する者（その者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が第十九条の二第二項の規定に該当す

第一二十二条中「第十三条から第二十一条まで」を「第十三条から第十九条まで、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第一項中「厚生大臣の承認を受けていないときは」とあるのは「厚生大臣の承認を受けていないときには」で、外國においてその物を製造する者がその物

十九条の三の規定による届出又は前条において準用する第十四条の二の規定による再審査若しくは第十四条の三の規定による再評価の申請は、国内管理人の住所地（外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者の場合にあつては、当該事務所の所在地）の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。

第二十一条中「医療用具の製造業」の下に「（第十九条の二の規定により承認を受けた者）行う製造を含む。」を加える。

2

第七十条第一項中「第七十四条の二第一項」の下に「(第七十五条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。  
第七十四条の二第一項中「製造又は輸入の承認」を「第十四条の規定による承認」に、「第十四条の規定による承認」を「同条第二項各号」に改め、  
四条第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、  
同条第二項から第四項までの規定中「製造又は  
輸入の承認」を「第十四条の規定による承認」  
に改める。

(外国製造医薬品等の製造の承認の取消し等)  
第七十五条の二 厚生大臣は、第十九条の二の規定による製造の承認を受けた者（以下「外国製造承認取得者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者が受けた当該承認の全部又は一部を取り消すことができる。

## 二 厚生大臣が、国内管理人が第十

一 国内管理人が欠けた場合において新たに  
国内管理人を選任しなかつたとき。

ମୁଖେ ପାଦରେ କିମ୍ବା ପାଦରେ କିମ୍ବା ପାଦରେ

すれかに該当する場合には、その者が受けた  
当該承認の全部又は一部を取り消すことがで

規定（不製造の旨記載）に該「国製造承認取得者」という。）が次の各号のい

第七十五条の二 厚生大臣は、第十九条の二の規定による製造の承認を受けた者（以下「外

(外国製造医薬品等の製造の承認の取消し等)

第七十五条の次に次の二条を加える。

「輸入の承認」を「第十四条の規定による承認」

四条第一項各号」を「同条第二項各号」に改め、

「第十四条の規定による承認」に、「第十四

する場合を含む。」) を加える。

の下に「(第七十五条の二第一項において準用

第七十一条第一項中「第七十四条の二第一項」  
える。

卷之三

五 次項において準用する第七十四条の二第二項又は第三項の規定による請求に応じなかつたとき。  
六 外国製造承認取得者又はその国内管理人について、第七十七条の三第二項の規定による請求に応ぜず、又は同項の規定による指示に従わない事實があつたとき。  
七 外国製造承認取得者又はその国内管理人についてこの法律その他業事に関する法令又はこれに基づく处分に違反する行為があつたとき。  
第十九条の二の規定による承認については、第七十四条の二第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七十五条の二第二項において準用する第七十四条の二第一項及び第二項」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、「第十四条の二第一項又は第十四条の三第一項」とあるのは「第十九条の四において準用する第十四条の二第一項又は第十四条の三第一項」と読み替えるものとする。  
外国製造承認取得者が第一項又は前項において準用する第七十四条の二第一項若しくは第三項の規定により承認を取り消されたときは、当該承認を取り消された品目に係る輸入販売業者の輸入の許可は、取り消されたものとみなす。  
第七十六条中「若しくは前条第一項」を「前二項において準用する第七十四条の二第一項若しくは第三項の規定により承認を取り消されたときは、当該承認を取り消された品目に係る輸入販売業者の輸入の許可は、取り消されたものとみなす。」  
十三条の規定に改め、「責任技術者」の下に「第三条第一項若しくは前条第一項」に、「第七十三条、第七十四条の二第二項の規定」を「第十三条の規定」に改め、「責任技術者」の下に「第三条第一項第二号又は同項第六号若しくは第七号（国内管理人による部分に限る。）に

該当することを理由として同項の規定による処分をしようとする場合にあつては、その相手方及び国内管理人とする。」を加える。

第七十七条の二中「又は卸売一般販売業の許可を受けた者」を「卸売一般販売業の許可を受けた者、外国製造承認取得者又は国内管理人」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十七条の三 外国製造承認取得者又は国内管理人は、その承認を受けた医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具を輸入する輸入販売業者に対し、厚生省令で定めるところにより、当該品目について承認された事項その他その品目を適正に取り扱うために必要な情報を提供しなければならない。

2 厚生大臣は、外国製造承認取得者又は国内管理人が前項に規定する情報の提供を行わない場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該外国製造承認取得者又は国内管理人に対し、同項に規定する情報の提供を行うことを請求し、又は指示することができる。

第七十八条第三号中「(第二十三条において準用する場合を含む。)」を「又は第十九条の二」に改め、同条第四号中「第二十三条」を「第十九条の四及び第二十三条」に改める。

第八十条の二第一項中「同条第四項」の下に「、第十九条の二(第四項)」を加える。

附則第五条中「第二十三条において準用する場合を含む。」を削る。

(道路運送車両法の一部改正)

第十五条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八百八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「基く」を「基づく」に、「呈示」を「提示」に改める。

第七十五条第四項中「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「受けた自動車」の下に「(第一項に規定する者

であつてその製作し、又は輸出する自動車の型式について第一項の指定を受けたもの（第六項において「指定外國製作者等」という。）に係る自動車にあつては、本邦に輸出されるものに限る。次項及び第六項において同じ。」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される自動車について、外国において該自動車を製作することを業とする者は、その者から当該自動車を購入する契約を締結している者であるものも行うことができる。

6 前項の規定によるほか、運輸大臣は、次の各号の一に該当する場合には、当該指定外國製作者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外國製作者等が第四項の規定に違反したとき。  
二 指定外國製作者等が次条の規定に基づく運輸省令の規定（第一項の指定に係る部分に限る。）に違反したとき。  
三 運輸大臣が第一条の目的を達成するため必要があると認めて指定外國製作者等に対する業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされなかったとき。

四 運輸大臣が第一条の目的を達成するため特に必要があると認めてその職員に指定外國製作者等の事務所その他の事業場又はその型式について指定を受けた自動車の所在するところにおいて当該自動車、帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、

若しくは忌避され、又は質問に對し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

第七十六条中「関する事項」の下に「、前条第一項の指定の手続」を加え、「前条第三項」を「同条第四項」とし、「本章」を「この章」に改める。

第一百三条第一項中「第七十五条第四項」を「第七十五条第五項若しくは第六項」に改める。

第一百五条第二項中「第七十五条第一項及び第四項」を「第七十五条第一項、第五項及び第六項」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第一百十二条第一項第一号中「第七十五条第三項」を「第七十五条第四項」に改める。

第十六条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のようにより改訂する。

2 前項の規定にかかるわらず、特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外國において製造した者（以下この項において「外國製作者」という。）以外の者（以下この項において單に「他の者」という。）である場合において、当該外國製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該「他の者」という。）である場合において、当該外國製造者は、労働省令で定めるところにより、自ら労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関が個々に行う該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合には、当該機械等を輸入した者が当該特定機械等を外國において製造した者（以下この項において「外國製造者」という。）以外の者（以下この項において單に「他の者」という。）である場合において、当該外國製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外國製造者は、労働省令で定めるところにより、自ら労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関が個々に行う該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合には、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は適用しない。

第三十八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかるわらず、特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外國において製造した者（以下この項において「外國製造者」という。）以外の者（以下この項において單に「他の者」という。）である場合において、当該外國製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該「他の者」という。）である場合において、当該外國製造者は、労働省令で定めるところにより、自ら労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関が個々に行う該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合には、当該機械等を輸入した者が当該特定機械等を外國において製造した者（以下この項において「外國製造者」という。）以外の者（以下この項において單に「他の者」という。）である場合において、当該外國製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外國製造者は、労働省令で定めるところにより、自ら労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関が個々に行う該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合には、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は適用しない。

第四十四条の二第一項に次のたゞ書きを加える。

「他の者」という。）である場合において、当該外國製造者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないときは、当該検査が行われることを希望しないときは、当該外國製造者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令等を輸入した者については、同項の規定は適用しない。

第三十九条第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第四項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「製造」、又は「を「本邦において製造し、又は本邦に」に改め、同項に後段として次のように加える。

型式検定に合格した型式の機械等を本邦に輸入した者（当該型式検定を受けた者以外の者に限る。）についても、同様とする。

第四十四条の二中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項の規定に

三十八条第三項に改める。

第四十四条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」を「前二項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののはか、次に掲げる場合に、外國において同項本文の機械等を製造した者（以下この項及び第四十四条の四において「外國製造者」という。）は、労働省令で定めるところにより、当該機械等の型式について、自ら労働大臣又は型式検定代行機関が行う検定を受けることができる。

2 当該機械等を本邦に輸出しようとすると、一 当該機械等を本邦に輸出しようとすると、

2 当該機械等を輸入した者が外國製造者以外の者（以下この号において單に「他の者」という。）である場合において、当該外國製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該「他の者」という。）である場合において、当該外國製造者は、労働省令で定めるところにより、自ら労働大臣又は型式検定代行機関が行う検定を受けることができる。

二 型式検定を受けた外國製造者が、当該型式検定に合格した型式の機械等を本邦等で本邦に輸入されたものに、第四十四条の二第五項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付していいるとき。

三 労働大臣が型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及

の次に次の「一號を加える。  
二 第四十四条の四の規定により型式検定合  
格証の効力を失わせたとき。  
第一百十九条第一号中「第四十四条第五項、第  
四十四条の二第六項」を「第四十四条第六項、第  
四十四条の二第七項」に改める。

機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関する労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができ。

若しくは設備等の所在すると認める場所において、関係者に質問をさせ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その質問に対しても陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避されたとき。

第七十七条第二項中「第九十六条第二項」を「第九十六条第三項」に改める。

第九十六条第四項中「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、第一項として次の一項を加える。

九十六

(施行期日)  
附 則  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八条の規定は、肥料取締法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第二号)附則第一条の政令で定める日から施行する。  
(計量法の一部改正に伴う経過措置)

つてこの法律の施行の際に新電気用品法第十二条第一項の甲種電気用品輸入事業者が同項の認可を受けている型式のものについて、その型式がその登録を受けた新電気用品法第十七条の二の事業区分に属する旨の通商産業大臣による確認を受けたときは、その外国登録製造事業者は、その甲種電気用品の型式について、新電気用品法第二十五条の三第一項の承認を受けたものとみなす。

2 通商産業大臣は、前項の確認をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

3 第一項の確認を受けようとする者は、実費を勘定して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

第十一條第三号中「及び輸入販売業者」を「輸入販売業者及び外国製造承認取得者」に改める。

第十一條第三号中「及び輸入販売業者」を「、輸入販売業者及び外国製造承認取得者」に改める。

第十八条第一項第三号中「許可」の下に「又は同法第十七条の二の規定による承認」を、「第十六条」の下に「同法第十七条の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第五条の規定による改正後の計量法第九十六号の十の二第一項の承認を受けたものとみなす。

3 2 通商産業大臣は、前項の確認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(電気用品取締法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第六条の規定による改正後の電気用品取締法(以下この項において「新電気用品法」という。)第十七条の二の登録を受けた者(以下この

第五条 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のようにより改正する。

第一二三条第一項中「第二十五条第一項」の下に「第二十五条の四第一項」を加え、「附されていいる」を「付されている」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第十八号中「許可」の下に「又は承認」を加える。

録に譲ります。  
質疑を終わり、討議なく、採決の結果、本法律  
案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの  
と決定いたしました。  
なお、委員会では、輸入製品の使用者に対する  
安全の確保等に関する附帯決議が行われました。  
ことを申し添えまして、御報告を終わります。  
(拍手)

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年五月十二日

参議院議長 福田 一

衆議院議長 福田 一

○議長(徳永正利君) 日程第一〇 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一一 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長堀内俊夫君。

審査報告書

学校教育法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十七日

文教委員長 堀内 俊夫

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、大学において歯医学を履修する

課程の修業年限を六年に延長することによつて歯医学の改善を図ることとし、これに伴い、歯医師法に定める歯医師国家試験の受験資格を、現在の大学院修士課程を修了した者から、大学において歯医学の正規の課程を修めて卒業した者に改めようとするものであり、妥当な措置と認めた。

二、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

1 (施行期日)  
この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定にかかわらず、なお從前の例による。  
一 昭和五十九年三月三十日に大学において歯医学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者

二 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に大学に在学し、施行日以後に大学において歯医学を履修する課程に在学することとなつた者で監督庁が定めるもの

(歯医師法の一部改正)

3 (歯医師法の一部改正)  
第一十二条第一号中「卒業し、かつ、同法に基づく大学院において歯医学の修士の課程を修了

した者」を「卒業した者」に改める。

(歯医師国家試験の受験資格に係る経過措置)

施行日前に改正前の学校教育法に基づく大学

に在学した者(施行日以後に改正後の学校教育

法第五十五条第四項の規定による歯医学の正規

の課程を修めて大学を卒業した者を除く。)につ

いては、改正後の歯医師法第十二条第一号の規

定にかかわらず、なお從前の例による。

医学及び歯学の教育のための献体に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、献体に関する必要な事項を定めることにより、医学及び歯学の教育の向上に資することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「献体の意思」とは、自

己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖(以下「正常解剖」という。)の解剖体として提供することを希望することをいう。

(献体の意思の尊重)  
第三条 献体の意思は、尊重されなければならない。

(献体に係る死体の解剖)  
第四条 死亡した者が献体の意思を書面により表

示しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その死体の正常解剖を行おうとする者は、死体解剖保存法(昭和二十四

年法律第二百四号)第七条本文の規定にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しない。

一 当該正常解剖を行おうとする者の属する医

学又は歯学に関する大学(大学の学部を含む。)の長(以下「校長」という。)が、死亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合

二 死亡した者が遺族がない場合  
(引取者による死体の引渡し)  
第五条 死亡した者が献体の意思を書面により表

示しており、かつ、当該死亡した者に遺族がない場合においては、その死体の引取者は、校長から医学又は歯学の教育のため引渡しの要求があつたときは、当該死体を引き渡すことができる。

(記録の作成及び保存等)  
第六条 学校長は、正常解剖の解剖体として死体

を受領したときは、文部省令で定めるところにより、当該死体に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 文部大臣は、学長に対し、前項の死体に關し必要な報告を求めることができる。  
(指導及び助言)

第七条 文部大臣は、献体の意思を有する者が組織する団体に対し、その求めに応じ、その活動に関し指導又は助言をすることができる。

(国民の理解を深めるための措置)

第八条 国は、献体の意義について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

〔堀内俊夫君登壇、拍手〕

○堀内俊夫君　ただいま議題となりました二法案について、文教委員会における審査の経過と結果を御報告します。

まず、学校教育法の一部を改正する法律案は、大学において獣医学を履修する課程の修業年限を現行の四年から六年に延長することによって獣医学教育の改善充実を図ることとともに、これに伴つて、現在、獣医師法において、大学院修士課程を修了した者とされております獣医師国家試験の受験資格を、大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者に改めようとするものであります。

次に、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案は、衆議院文教委員長提出によるものであります。医学及び歯学の教育の向上に資する要件の緩和、献体の意義について国民の理解を深めることにより、解剖体の確保を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、二法案を一括して質議を行いました。学校教育法の一部を改正する法律案につきましては、六年制一貫教育の実施に伴う獣医学教育の充実策、国立大学における獣医学科の統廃合の見通し、獣医師の需給関係、資質向上策及び処遇の改善などの問題が、また、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案につきましては、医学部及び歯学部における解剖体の不足の実態とその原因、国が行う啓発普及活動充実の必要性などの問題がそれぞれ取り上げられましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、両案とも討議はなく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君)　これより二法案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(徳永正利君)　総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における沿岸漁業を取り巻く諸情勢の推移にかんがみ、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、水産動物の種苗の生産及び放流並びに育成を計画的かつ効率的に推進するとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用  
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議  
兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君)　総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(徳永正利君)　日程第一二 沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案

日程第一三 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長下条進一郎君。

二、基本方針及び基本計画について、水産物の需給動向に応じて沿岸漁業の生産力の向上に資するよう策定すること。

三、栽培漁業の技術開発に当たつては、種苗生産

昭和五十八年五月十七日　農林水産委員長 下条進一郎  
参議院議長 德永 正利殿

及び放流に関する技術の向上、国営栽培漁業センターから道府県営栽培漁業センター等への技術移転の円滑化等に努めること。

四、放流効果実証事業の実施に当たつては、放流水種苗の保護育成に関し、漁業者等の必要な協力が十分確保されるよう実効ある措置を講ずるとともに、協力金を受け入れるに当たつては、任意であること等その趣旨を周知徹底させ、提出額、提出方法及び漁場利用をめぐり混戻が惹起されることのないよう指導に遺憾なきを期すること。

五、漁業問題については、漁業が、国民食料の供給産業でもあり、漁民の生業でもあることいかんがみ、その存続発展を基本として、漁場利用の秩序を確立し、漁業と遊漁との調和を図るよう努めるとともに、地域の実情にも適切に配慮してこの問題を取り組むよう、都道府県及び関係団体を指導すること。

六、漁場利用協定の実効を確保し、併せて、遊漁者に対するマナーの指導、資源の保護培養への参加、安全対策の徹底等を期するため、遊漁案内業者及び遊漁者の組織化を促進するとともに、遊漁船の秩序化及び関連施設の整備を努めること。

七、沿岸・沖合・遠洋漁業の経営の現状にかんがみ、その凹凸な経営改善を期するため、漁業経営負債整理資金が制度の趣旨に則して適切に活用されるよう、その運用に努めること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

参議院議長 德永 正利殿

衆議院議長 福田 一

## 沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律

沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十  
九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「推進するための措置」の下に「並びに水産動物の育成を図り沿岸漁場としての生産力を増進するための事業を推進する」を「沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図るために措置を講ずる」に改める。

第六条の前の見出し、同条及び第七条を次のように改める。

（基本方針）

第六条 農林水産大臣は、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、沿岸漁業等振興審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の育成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

二 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

三 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項

3 基本方針は、沿岸漁場における水産資源の動向並びに沿岸漁業の生産性の向上及びその生産の増大の見通しに即しつつ、沿岸漁場の総合的な利用の方向及び沿岸漁場整備開発事業の実施

の動向に配慮して定めるものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

第七条 農林水産大臣は、沿岸漁業に係る漁業事情、経済事情等に変動があつたため必要があるときは、基本方針を変更することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

第七条の次に次の見出し及び二条を加える。

（基本計画）

第七条の二 都道府県は、その区域に属する水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第三項に規定する内水面を除く。以下同じ。）における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。

一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

二 その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

三 前号の種類との水産動物の種苗の放流数量の目標

四 特定水産動物育成事業（特定水産動物（水産動物のうち沿岸漁場整備開発事業で水産動物の育成のために実施されるものに係るもの又は生産された水産動物の種苗の放流に係るもの）の動向に配慮して定めるものとする。

のをいう。以下同じ。）の種苗の放流及び当該放流に係る特定水産動物の育成を行う事業その他の特定水産動物の育成を行う事業で、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合等」という。）が当該事業を効率的に実施するため必要とされる水面（以下「育成水面」という。）の区域内において育成水面の利用に関する規則（以下「育成水面利用規則」という。）で定めるところに従い実施するものをいう。以下同じ。）に関し次に掲げる事項

イ 第二号の種類のうち特定水産動物育成事業の対象とすべき水産動物が属するもの

ロ 特定水産動物育成事業に関する指標

ハ 育成水面の区域を定める基準となるべき事項

一 前項第二号の種類のうち放流効果実証事業

の対象とすべき水産動物が属するもの

二 放流効果実証事業に関する指標

三 第二項第四号ハに掲げる事項に

ついては、漁場としての水面の利用以外の水面の利用の状況に配慮して基本計画を定めるものとする。

4 都道府県は、第二項第四号ハに掲げる事項に

ついては、漁場としての水面の利用以外の水面の利用の状況に配慮して基本計画を定めるものとする。

5 国は、都道府県の求めに応じ、基本計画の作成に關し必要な助言又は指導を行うことができるとする。

6 都道府県は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

7 第七条の前の見出しを「（特定水産動物育成事業の認可等）に改め、同条第一項中「漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合等」という。）は、特定水産動物を育成水面の区域内において育成水面の利用に関する規則で定めるところに従い育成する事業（以下「特定水産動物育成事業」という。）を行おう」を「漁業協同組合等は、特定水産動物育成事業を実施しよう」に改め、同条第二項第一号中「当該育成水面の区域内において育成する事業（以下「特定水産動物育成事業」という。）を行おう」を「特定水産動物育成事業の対象とする」に改め、同項第三号中「特定水産動物を育成する事業」を「特定水産動物育成事業」に改める。

第九条に見出として「（組合員等の同意）」を付する。

第十條に見出として「（特定水産動物育成事業

に係る意見の聴取)」を付する。

第十一條に見出しとして「(特定水産動物育成事業の認可の基準)」を付し、同条中「各号に」を各号の「いずれにも」に改め、同条第一号中「特定水産動物育成基本方針」を「基本計画(第七条の二第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第一号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」に改める。

第十二条に見出として「(育成水面の区域の変更等)」を付する。

第十三条に見出として「(特定水産動物育成事業の適切な実施等)」を付する。

第十六条中「及び特定水産動物育成事業」を「特定水産動物育成事業及び放流効果実証事業」に改め、同条を第二十八条とする。

第十五条中「特定水産動物育成事業」の下に「及び放流効果実証事業」を加え、同条を第二十七条(指定)とする。

第十四条の次に次の十二条を加える。

第十五条 都道府県知事は、第七条の二第三項の規定により基本計画において放流効果実証事業に関する事項を定めたときは、その管轄に属する水面において水産動物の種苗の放流を行おうとする者で次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、当該都道府県に一を限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。

一 申請者が放流効果実証事業の実施を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三

十四条の規定により設立された法人であること。

(業務実施計画の認可等)

第十七条 指定法人は、その定めるところに従い前条の業務を実施するための計画(以下「業務実施計画」という。)を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。

二 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

四 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

五 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

六 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

七 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

八 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

九 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

十 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

十一 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

十二 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

十三 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

十四 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

十五 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

十六 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

十七 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

十八 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

十九 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

二十 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

二十一 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

二十二 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

であること。

一 業務実施計画が第十六条に掲げる業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであることを。

二 業務実施計画が当該都道府県の区域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること。

三 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

四 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

五 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

六 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

七 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

八 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

九 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

十 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

十一 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

十二 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

十三 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

十四 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

十五 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

十六 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

十七 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

十八 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

十九 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

二十 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

二十一 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

二十二 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に関する必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

- 一 指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項、第二十条第一項又は前条の規定に違反した場合

- 二 次に掲げる場合その他指定法人が放流効果実証事業を適正かつ確實に実施していないと認められる場合

- イ 指定法人が第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画で定めるところに従い第十六条の業務を実施していると認められない場合

- ロ 第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画が、当該認可後沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に変動があつたため、第十九条各号のいずれかに該当しなくなつたと認められる場合

- ハ 指定法人が協力金の放流効果実証事業以外の用途に充てた場合

(指定の取消し)

- 第二十三条 都道府県知事は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 指定法人が解散したとき、その他指定法人が第十五条第一項第一号に規定する法人に該当しなくなつたとき。

- 二 指定法人が前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 三 指定法人が前条第二項の規定による命令に

違反したとき。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、当該指定の取消しに係る指定法人に弁明する機会を与えなければならぬ。この場合において、都道府県知事は、当該指定法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をすべき日時、場所及び当該指定の取消しに係る事由を通知しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第十五条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

- (漁場利用協定の締結に係る勧告)

- 第二十四条 漁業協同組合等が次に掲げる団体に對し、又はその団体が漁業協同組合等に対し、漁場(漁業法第八条第三項に規定する内水面に属するものを除く。以下同じ。)の安定的な利用関係の確保に必要な事項で当該協定に掲げられたものの遵守につきそれぞれの団体(漁業協同組合等を含む。)の構成員を指導すべきことを内容とする協定(以下「漁場利用協定」という。)の締結のため交渉をしたい旨の申出を案示してし

- (漁場利用協定の届出)

- 第二十五条 漁場利用協定を締結した当事者は、農林水産省令で定めるところにより、当該漁場利用協定の内容を都道府県知事に届け出ることができる。これを変更したときも、同様とする。

- (紛争に係るあつせん)

- 第二十六条 前条の規定による届出のあつた漁場利用協定に係る漁場の属する水面を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」といふ。)に対し、当該申出の相手方が当該交渉に応じた場合において、当該当事者がその解決のため努力したにもかかわらず協議が調わないときは、当該当事者の双方又は一方は、都道府県知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、その遵守につきあつせんを申請することができる。

- 2 この法律は、公布の日から施行する。

一 その構成員となる資格の主なものを釣りによつて水産動物を採捕する者を船舶により漁場に案内する事業を営む者であることとしている団体

- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請に對しては、特定水産動物育成事業を実施している漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該特定水産動物育成事業に係る改正後の第八条第一項の認可を受けたものとみなす。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行措置)

- 2 この法律の施行の際改正前の第八条第一項又は第十二条第一項の認可を受けて改正前の第八条第一項の特定水産動物育成事業を実施している漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該特定水産動物育成事業に係る改正後の第八条第一項の認可を受けたものとみなす。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

- 2 つた場合において、当該申請に係る漁場が優れた沿岸漁場であり、かつ、当該漁場の安定的な利用関係を確保するため必要があると認めるときは、あつせんをすることができる。

附 則

- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請があ

- 本法律案は、漁業法及び水産資源保護法の範金の額がそれぞれ昭和二十四年、昭和二十六年の法制定後現在に至るまで改正されておらず、その間の経済事情の変動等に必ずしも適合したものとなつていない等のため、両法の罰金の額をそれぞれ十倍に引き上げるとともに、両法の

規定に違反した者に科する没収の対象範囲の拡大等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

### 一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

### 附帯決議

政府は、内外漁場における操業秩序の維持・強化を図るため、本法の施行に当たつて、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 沿岸漁場における密漁の増大傾向に対処するため、一般国民に対して、水産資源涵養についての精神の醸成と漁業法令の周知徹底を図るよう努めるとともに、漁業者自らも法令等の遵守を一層励行するよう漁協系統組織を通じて強力に指導すること。
- 最近の内外における漁業規制の強化及び密漁の実態にかんがみ、指導・取締り体制の整備充実を図るとともに、特に、組織的、広域的、暴力的密漁に対しても、関係機関相互の連携を強化する等実効ある防止・取締り対策を早急に確立すること。
- 漁業法令違反に係る罰則規定については、防止・取締り効果が上がるよう、今後の漁業及び一般経済社会の情勢変化に対応して適宜見直しを図ること。
- 右決議する。

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年五月十二日

参議院議長 権永 正利殿 福田 一

衆議院議長 福田 一

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律

### (漁業法の一部改正)

第一条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第三項中「五万円」を「五十万円」に、「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第四項中「製品」を「その製品」に改め、「漁具」の下に「その他水産動植物の採捕の用に供される物」を加える。

第一百三十八条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「二百万円」に改める。

第一百三十九条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第一百三十八条中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改める。

る。

第一百四十条中「製品」を「その製品」に、「及び

漁具」を「又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物」に、「但し」を「ただし」と改める。

第一百四十二条中「左の」を「次の」に、「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同

条第一号中「貸付」を「貸付け」に改める。

第一百四十三条中「二万円」を「二十万円」に改める。

第一百四十四条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十萬円」に改め、同条第二号中「基く」を「基

づく」に改める。

第一百四十六条中「一万円」を「十万円」に改めよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年五月十二日

参議院議長 権永 正利殿 福田 一

衆議院議長 福田 一

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律

### (水産資源保護法の一部改正)

第二条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「五万円」を「五十万円」に、「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第四項中「漁具」の下に「その他水産動植物の採捕の用に供される物」を加える。

第三十六条中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第三十七条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第三十八条中「漁具」の下に「その他水産動植物の採捕の用に供される物」を加え、「但し」を「ただし」と改める。

第四十条中「左の」を「次の」に、「六箇月」を「六月」に、「二万円」を「十万円」に改める。

第一百三十九条中「五万円」を「五十万円」に改める。

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

### 附 則

〔ト条進一郎君登壇、拍手〕

○下条進一郎君 ただいま議題となりました二法

律案について、委員会における審査の経過と結果

を御報告いたします。

まず、両案の主な内容を御報告申し上げます。

沿岸漁場整備開発法改正案は、最近における沿

岸漁業を取り巻く諸情勢の推移にかんがみ、沿岸

漁業の生産力の増進に資するため、水産動物の種

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言

もなく、両案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ全会一致をもつて附帯決議を行いました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(権永正利君) これより両案を一括して採

決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(徳永正利君) 商工委員長から報告書が提出されました日程第一四より第一六までの請願を一括して議題といたします。

審査報告書(商工委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第五一九号 中小企業対策に関する請願

第一七九四号 景気対策に関する請願

第二二三三〇号 中小企業振興対策に関する請願

請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十八年五月十七日

商工委員長 龍井 久興

参議院議長 徳永 正利殿

○議長(徳永正利君) これらの請願は、委員長の報告を省略して、委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長 徳永 正利君

副議長 秋山 長造君

議員 中野 鉄造君

渡部 通子君

高木 健太郎君

鶴岡 洋君

中村 錠一君

塙出 啓典君

堀江 正夫君

藤原 房雄君

藤井 恒男君

平井 卓志君

鈴木 一弘君

柏原 ヤス君

木島 則夫君

二宮 文造君

小平 芳平君

中山 千夏君

美濃部亮吉君

三治 重信君

秦 豊君

田代由紀男君

仲川 幸男君

福島 茂夫君

井上 裕君

安孫子藤吉君

大鷹 淑子君

亀井 久興君

志村 愛子君

河本嘉久蔵君

金井 元彦君

中村 太郎君

高木 正明君

衛藤征士郎君

大坪健一郎君

宮田 輝君

佐々木 满君

後藤 正夫君

山崎 高男君

増田 盛君

内藤善三郎君

山崎 昇君

梶木 又三君

桧垣徳太郎君

対馬 孝且君

本岡 昭次君

下田 京子君

高平 公友君

板垣 正君

田沢 智治君

三浦 八水君

藤井 老男君

多田 省吾君

柄谷 道一君

坂元 忠雄君

渡谷 邦彦君

木島 美濃部亮吉君

中尾 辰義君

大島 友治君

下条進一郎君

大島 友治君

梶原 清君  
内藤 健君  
長谷川 信君  
福岡日出麿君  
森下 泰君

川原新次郎君

高木 正明君

内藤 健君

長谷川 信君

福岡日出麿君

森下 泰君

高木 正明君

内藤 健君

長谷川 信君

福岡日出麿君

森下 泰君

高木 正明君

内藤 健君

長谷川 信君

福岡日出麿君

森下 泰君

高木 正明君

内藤 健君

長谷川 信君

福岡日出麿君

森下 泰君

高木 正明君

内藤 健君

長谷川 信君

福岡日出麿君

川原新次郎君  
内藤 健君  
長谷川 信君  
福岡日出麿君  
森下 泰君

高木 正明君

内藤 健君

長谷川 信君

福岡日出麿君

森下 泰君

高木 正明君

内藤 健君

長谷川 信君

福岡日出麿君

森下 泰君

高木 正明君

内藤 健君

長谷川 信君

福岡日出麿君

森下 泰君

高木 正明君

内藤 健君

長谷川 信君

福岡日出麿君

森下 泰君

高木 正明君

内藤 健君

長谷川 信君

福岡日出麿君

森下 泰君

國務大臣 内閣総理大臣  
文部大臣 藩林水産大臣

農林水産大臣

中曾根康弘君

岩谷 一郎君

竹下 登君

瀬戸山三男君

金字 岩三君





## 安全保障特別委員会

理事 上田耕一郎君 (立木洋君の補欠)  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案 (安井吉典君外八名提出) (衆第一二号)

総合食糧管理法案 (安井吉典君外八名提出) (衆第三号)

農民組合法案 (安井吉典君外八名提出) (衆第一四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書及び昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書審査報告書

昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書  
昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書  
昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書  
昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政務委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

| 官職名    | 氏名      | 官職後年月日      |
|--------|---------|-------------|
| 外務大臣   | 田中 義典君  | ニ一日本昭和三・五・六 |
| 官房審議官  | 昭和三・五・六 |             |
| 農林水産委員 | 対馬 孝且君  |             |
| 農林水産委員 | 坂倉 藤吉君  |             |

昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日委員長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。



対米・対ソ政策、対ASEAN政策、西側との協力関係、有事に備えた備蓄持久政策など総合政策の中に正しく位置づけるべきであると考えるが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

昭和五十八年五月十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豐君提出シーレーン問題の基本的認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豐君提出シーレーン問題の基本的認識に関する質問に対する答弁書

一、二及び入について

シーレーンという言葉は、いわゆるシーレーン防衛との関連で用いているものであり、シーレーン防衛とは、有事の際国民の生存を維持し、あるいは絶戦能力を保持する観点から、港湾・海峡の防備、哨戒、護衛等各種作戦の組合せによる累積効果によつて、海上交通の安全を確保することを目的とするものである。

三から七までについて

我が国は、有事において、我が国周辺数百海里、航路帯を設ける場合にはおむね千海里程度の海域において、自衛の範囲内で海上交通の安全を確保し得ることを目標に、防衛力の整備を進めてきている。また、我が国が憲法上認められていない集団的自衛権の行使を前提として行動することが許されないことはいうまでもない。

我が国に対する武力攻撃がいかなる状況下で発生するかについては、一概にいえないが、日米安保体制の下で我が国を防衛する立場にある米国は、かかる我が国の基本的な考え方を十分理解した上で、我が国が我が国防衛のためになお、シーレーン防衛のための作戦は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に、自衛隊と米軍が共同して実施することとなつており、このことは、「日米防衛協力のための指針」にも示されているとおりである。

九について

周囲を海に囲まれ、また、専守防衛に徹する我が国としては、シーレーン防衛のみならず、国土の防衛を有効に実施し得る縦深性のある質の高い防衛力の保持が当然重要であると考えている。

十及び十一について

我が国の海上交通の安全が脅かされるような事態に有効に対処するためには、シーレーン防衛能力を整備することは、もとより重要な立場からの努力が必要であり、これら各般の施策については、政府として、整合性を保ちつつ推進すべきものであることはいうまでもない。

昭和五十八年五月十八日 參議院会議録第十五号

五一四

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所  
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 5311(大代) 千 105  
二定価 二二〇円部